

経済学部要覧

経済学研究科要覧

令和2年度

(2020年度)



大阪市立大学経済学部
大阪市立大学経済学研究科

この要覧は、卒業まで必要ですので、
各自大切に保管し活用してください。

目 次

大阪市立大学経済学部および大学院経済学研究科の教育目標等に関する規程	1
経済学部・経済学研究科の3ポリシー	3

経済学部履修規程

1. 教育目標	9
2. 単位	9
3. 学期および授業時間	9
4. 履修の手続き	10
5. 履修の方法	10
6. 卒業に必要な単位	11
7. 自由選択科目制	12
8. 履修の条件	12
9. 履修登録単位数の上限	23
10. 授業科目の試験および成績	24
11. 修業年限と在学年限	26
12. 休学、退学、復学および再入学	26
13. 修得単位数の不足による除籍	27
14. 9 月卒業について	27
15. 表彰について	27
16. エクセレント・グローバル・プラクティカル・エコノミスト(EGPE)認定制度	28
17. 交通ストおよび台風時等の授業	29
18. 感染症等罹患時の措置に係る出席停止	29

大学院経済学研究科履修規程	34
---------------	----

大阪市立大学学位規程に関する経済学研究科内規	51
------------------------	----

大阪市立大学大学院経済学研究科学位論文(課程博士)取扱内規	59
-------------------------------	----

公聴会開催要領	61
---------	----

大学3年以上在学者の前期博士課程入試出願

入学資格認定について 経済学研究科内規	62
大阪市立大学研究生規程経済学研究科内規	64
大阪市立大学大学院経済学研究科附属 経済学研究教育センター規程	65
経済学部・教職課程履修規程	66
経済学研究科・教職課程履修規程	75
大阪市立大学学生懲戒規程	82

注)この要覧は在学期間を通じて使用するものですから、大切に保存してください。

大阪市立大学経済学部および大学院経済学研究科の教育目標等に関する規程

(平成28年4月1日)

最近改正 平成29年4月1日

1. この規程は、「経済学部履修規程」ならびに「経済学研究科履修規程」にもとづき、経済学部と大学院経済学研究科の教育目標および学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めるものである。

2. 経済学部の教育目標および学生受入方針

(1) 経済学部の教育目標を以下のとおりとする。

- ・グローバルな経済・社会が直面する課題を的確にとらえ、それを経済学の素養と外国語による受信・発信能力とを生かして分析し、解決の方途を他者との協働により複眼的構想力をもって立案しうる、グローバル・プラクティカル・エコノミスト（GPE）を育成する。
- ・国内外の経済活動に関わる重要な分野で、個性的で創造的な活動によるリーダーシップを発揮する人を育成する。

(2) 経済学部は、以下のような素養を有する人を受け入れる（アドミッション・ポリシーの「求める学生像」）。

- ・高等学校教育段階において人文・社会・自然科学を均衡のとれた仕方で学び、グローバルな経済・社会が直面している問題に関心を抱き、他者とのコミュニケーションや共同の取り組みに対して意欲的な人

3. 大学院経済学研究科の教育目標および学生受入方針

(1) 経済学研究科の教育目標を以下のとおりとする。

【前期博士課程】

- ・高度な経済学的知識を習得したうえで種々の現実問題に取り組み、問題の解決に資することができる総合的能力をもったジェネラル・エコノミストを育成する。
- ・国内外における経済関係領域において、専門的知識と主体的行動力を生かして十分活躍することのできる人を育成する。

【後期博士課程】

- ・より高度な専門分野の研究に特化しつつも、広い視野と現実的な感覚を豊かに持つアドバンスト・エコノミストを育成する。
- ・専門的知識と豊富なキャリアを生かし、国際的な経済活動の舞台において活躍することのできる人を育成する。

(2) 経済学研究科の学生受入方針（アドミッション・ポリシーの「求める学生像」）を以下のとおりとする。

【前期博士課程一般コース】

- ・経済学の基礎理論を習得したうえで、現代の経済学の先端的な理論や実証研究に関心を持つと同時に、豊かな現実感覚を有する人を受入れる。

【前期博士課程修士専修コース】

- ・経済学に対する関心を持ちながら、社会のさまざまな分野で問題解決に取り組む意欲のある人を受入れる。

【前期博士課程推薦入学特別選抜】

- ・学士課程での成績が優秀で、かつ大学院において経済学の先端的な理論の研究や実証研究に取り組む意欲のある人を受入れる。

【前期博士課程社会人特別選抜】

- ・職務上で直面する問題の経済学的な究明、長年の職業経験の学問的検証、またはライフワーク的な研究に取り組む意欲のある人を受入れる。

【後期博士課程】

- ・経済学のディシプリンをマスターしたうえで、専門分野の研究を深める志向性を持つと同時に、現実感覚に溢れた人を受入れる。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

経済学部・経済学研究科の3ポリシー

I. 学士課程

1. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

経済学部は、〈グローバル・プラクティカル・エコノミスト（GPE）〉を養成します。

〈グローバル・プラクティカル・エコノミスト（GPE）〉とは、グローバルな経済・社会が直面する課題を的確にとらえ、それを経済学の素養と外国語による受信・発信能力とを生かして分析し、解決の方途を他者との協働により複眼的構想力をもって立案しうる人を指します。

この目標を達成するために経済学部のカリキュラム・ポリシーに沿って卒業に必要な単位を修得し、〈グローバル・プラクティカル・エコノミスト（GPE）〉としての学修成果（スキルとアビリティ）を獲得した学生に、経済学の学士号の学位を授与します。

2. 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

経済学部のカリキュラムは、各学生が〈グローバル・プラクティカル・エコノミスト（GPE）〉として6つの学修成果（スキルとアビリティ）を獲得することを目標に編成する。6つの学修成果を経済学部は以下のように定める。

学修成果A：修得した専門知識による論理的な思考に基づいて、柔軟な発想ができる。

学修成果B：多様な情報を収集・分析し、それを日々の生活のなかで活用することができる。

学修成果C：外国の言語と文化を学修・修得し、世界のさまざまな国・地域の人びとと意思疎通することができる。

学修成果D：分析の結果を、言語や記号を用いて他者にわかりやすく提示することができる。

学修成果E：グローバル社会かつ地域社会の一員であることの自覚を持ち、自らの知識・技能を生かし、社会の発展のために寄与することができる。

学修成果F：学修成果A～Eを活用し、多様な見方を総合して、問題解決の新しい方途を複眼的に構想することができる。

以上、6つの学修成果を学生が獲得することを目指し、経済学部のカリキュラム・ポリシーは次の6点を重視する。

- ① 経済学の基礎から応用まで段階を踏んで学んでいく体系的な講義科目を編成する。
- ② 初年次から最終年次までのすべての年次において、少人数による演習科目を配置する。
- ③ 基本的な教養と学際的な視点を身につけるために、全学共通教育科目を4年間にわたって履修することができる。
- ④ 英語で提供される講義科目と演習科目を豊富に設けることで、英語による受信・発信スキルの向上を支援する。
- ⑤ 国内や海外の他大学との交流および討論の機会を用意し、複眼的な構想力と協働への志向性を育む。
- ⑥ 卒業論文は獲得した学修成果を最大限に生かしながら取り組むことができるように指導する。

3. 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

〈求める学生像〉

経済学部は、高等学校教育段階において人文・社会・自然科学を均衡のとれた仕方で学び、グローバルな経済・社会が直面している問題に関心を抱き、他者とのコミュニケーションや共同の取り組みに対して意欲的な人を受け入れます。

〈入学者選抜の基本方針〉

【一般入試（前期日程）】

大学入試センター試験では高等学校教育段階においてめざす基礎学力を、個別学力検査で経済学部での学修に十分に対応できる知識に基づいた思考力・判断力・表現力などの獲得水準を、それぞれに確認し、調査書の内容とあわせて総合的に評価します。

【一般入試（後期日程）】

[高得点選抜]

大学入試センター試験で高等学校教育段階においてめざす基礎学力、及び経済学部での学修に十分に対応できる能力を確認し、調査書の内容とあわせて総合的に評価します。

[ユニーク選抜]

大学入試センター試験では高等学校教育段階においてめざす基礎学力及び経済学部での学修に十分に対応できる能力を、自己推薦書・特別活動要覧等の書類では活動成果・実績を、それぞれ確認し、調査書の内容とあわせて総合的に評価します。

【社会人入試】

筆答試験及び口述試験で、経済学部での学修に十分に対応できる知識に基づいた思考力・判断力・表現力などの獲得水準と学ぶ意欲とを確認し、総合的に評価します。

【私費外国人留学生入試】

日本留学試験では日本語能力及び基礎学力を、個別学力検査では経済学部での学修に十分に対応できる知識に基づいた思考力・判断力・表現力などの獲得水準と学ぶ意欲を、それぞれ確認し、成績証明書とあわせて総合的に評価します。

Ⅱ. 大学院前期博士課程

1. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

経済学研究科は〈ジェネラル・エコノミスト〉を養成します。

〈ジェネラル・エコノミスト〉とは、高度な経済学的知識を習得したうえで種々の現実問題に取り組み、問題の解決に資することができる総合的能力を有する人を指します。

この目標を達成するために経済学研究科前期博士課程のカリキュラム・ポリシーに沿って修了に必要な単位を修得することで、〈ジェネラル・エコノミスト〉としての能力を獲得した学生、または国内外における経済関係領域において専門的知識と主体的行動力を生かしながら活躍することのできる学生に、経済学の修士号の学位を授与します。

2. 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

【一般コース】

高度な経済学的知識と総合的な問題解決能力を身につけることを目標に、学生が所属する「研究分野」を考慮に入れた諸科目をバランスよく履修できるように、講義形式で行なわれる「基礎科目」群と、より専門的な「分野科目」群を配置する。

また、修士の学位論文の作成のため、指導教員による「前期研究指導」を2年間にわたって履修し、2年次には指導教員に加えて2名の助言教員からの助言を受けるようにする。

【修士専修コース】

実践的な問題解決能力の修得を重視する。「基礎科目」と「分野科目」のうち前者の「基礎科目」の履修を重視するとともに、1年次の後期には、複数の教員が担当する演習科目である「ワークショップ」を履修し、チームワークによる課題研究に取り組むことができるようにする。

また、修士の学位論文の作成のため、2年次には指導教員による「修了論文指導」を履修し、指導教員に加えて1名の助言教員からの助言を受けるようにする。

3. 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

〈求める学生像〉

【一般コース】

経済学の基礎理論を習得したうえで、現代の経済学の先端的な理論や実証研究に関心を持つと同時に、豊かな現実感覚を有する人を受入れます。

【修士専修コース】

経済学に対する関心を持ちながら、社会のさまざまな分野で問題解決に取り組む意欲のある人を受入れます。

【推薦入学特別選抜】

学士課程での成績が優秀で、かつ大学院において経済学の先端的な理論の研究や実証研究に取り組む意欲のある人を受入れます。

【社会人特別選抜A・B】

職務上で直面する問題の経済学的な究明、長年の職業経験の学問的検証、またはライフワーク的な研究に取り組む意欲のある人を受入れます。

〈入学者選抜の基本方針〉

【一般選抜（一般コース）】

筆答試験では英語の読解力・表現力と経済学の基礎の習得度を、口述試験では「研究計画書」の的確性を確認し、学士課程における成績とあわせて総合的に評価します。

【外国人留学生特別選抜（一般コース）】

日本語の能力証明書では日本語の基礎能力を、筆答試験では英語の読解力・表現力と経済学の基礎の習得度を、口述試験では「研究計画書」の的確性と日本語による意思疎通能力を、それぞれ確認し、学士課程における成績とあわせて総合的に評価します。

【一般選抜（修士専修コース）】

筆答試験では経済学の基礎の習得度を、口述試験では「研究計画書」の的確性と修了後の進路の希望を、それぞれ確認し、学士課程における成績とあわせて総合的に評価します。

【外国人留学生特別選抜（修士専修コース）】

日本語の能力証明書では日本語の基礎能力を、筆答試験では経済学の基礎の習得度、口述試験では「研究計画書」の的確性と修了後の進路の希望を、それぞれ確認し、学士課程における成績とあわせて総合的に評価します。

【推薦入学特別選抜】

成績証明書、推薦書、研究計画書、自己推薦書、及び口述試験の成績を、総合的に評価します。

【社会人特別選抜A】

筆答試験では経済学の基礎の習得度、口述試験では「研究計画書」の的確性を確認します。

【社会人特別選抜B】

第1次選考（書類選考）は「研究テーマ」の的確性を、第2次選考（口述試験）では「研究テーマ」に関わって出願者の有する知識を、それぞれ確認したうえで、総合的に評価します。

Ⅲ. 大学院後期博士課程

1. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

経済学研究科後期博士課程は〈アドバンスト・エコノミスト〉を養成します。

〈アドバンスト・エコノミスト〉とは、経済学の高度な専門分野の研究に特化しつつ、それに加えて広い視野と現実的な感覚を豊かに持つ人を指します。

この目標を達成するために経済学研究科後期博士課程のカリキュラム・ポリシーに沿って修了に必要な単位を修得することで、〈アドバンスト・エコノミスト〉としての能力を獲得した学生、または専門的知識と豊富なキャリアを生かしながら国際的な経済活動の舞台で活躍することのできる学生に、経済学の博士号の学位を授与します。

2. 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

後期博士課程は、高度な専門性と広い視野とを獲得を目指し、「分野科目」群の履修を重視する。

また、博士の学位論文の作成のため、指導教員により「後期研究指導」を3年間にわたって履修し、教員による助言を3年間にわたって受けるようにする。博士の学位論文は、3名の教員からなる審査委員会による博士の学位論文の審査を実施する。

3. 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

〈求める学生像〉

経済学のディシプリンをマスターしたうえで、専門分野の研究を深める志向性を持つと同時に、現実感覚に溢れた人を受入れます。

〈入学者選抜の基本方針〉

英語の筆答試験では経済学にかかわる英語の読解力・表現力を、口述試験では修士論文における論証・実証の的確性と緻密さ及び入学後の研究の計画を、それぞれ確認したうえで、総合的に評価します。

経済学部履修規程

この規程は 2020 年度1年次入学生から適用される。なお、本学他学部からの転学部学生の履修規程は別に定めるところによる。

1. 教育目標

経済学部の教育目標については、大阪市立大学経済学部および大学院経済学研究科の教育目標等に関する規程で定める。

2. 単 位

本学部では講義・演習の単位数を次のように計算する。

授 業 科 目	授業時間数	期間（回数）	合計時間数	単位数
講義、基礎演習、キャリア形成ゼミ、 イノベティブ・ワークショップ （課題探求演習）、論文演習	1 回 2 時間	15 週	30 時間	2
専門演習	1 回 2 時間	30 週	60 時間	4

経済学部での 1 回の授業時間は 100 分である。

修業年限 4 年を経て卒業するために必要な総単位数は 133 単位である。詳細については、別表 2-1(全学共通科目)および別表 2-2(経済学部専門教育科目)に示されている。社会人特別選抜入学者は別表 2-3(経済学部専門教育科目)を参照すること。

全学共通科目の単位の基準については、全学共通科目シラバス、履修案内を参照すること。

3. 学期および授業時間

前期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期は 10 月 1 日から翌 3 月 31 日までである。

経済学部が開講する専門教育科目は、専門演習を除いて、原則として 1 セメスター 15 週で完結し、前期か後期のいずれかのセメスター(以下では学期と呼ぶ)に開講される。試験も各学期に実施される。期間については学年暦を参照すること。

授業時間は次のとおりである。

第1時限	8 時 55 分 ～ 10 時 35 分
第2時限	10 時 50 分 ～ 12 時 30 分
第3時限	13 時 20 分 ～ 15 時 00 分
第4時限	15 時 15 分 ～ 16 時 55 分
第5時限	17 時 10 分 ～ 18 時 50 分

4. 履修の手続き

履修については、各自で学習計画を慎重に組み立てる必要がある。

経済学部で開講される専門教育科目の時間割表は、大阪市立大学経済学部ホームページに掲載する。

前期および後期の各学期に履修をし、単位を修得しようとする授業科目については、各学期の定められた期間にWeb履修登録をしなければならない。

※ 期間内に登録しない科目は履修することができない。

※ 期間を過ぎてから変更することはできない。

Web履修登録の期間については、学生サポートセンター1階にある掲示板に掲示されるので、各自確認すること。

なお、全学共通科目に関する掲示は、全学共通教育掲示板で行われる。

5. 履修の方法

本学で開講され、本学部の学生に関係のある授業科目は、以下のとおりである。



※ 全学共通科目については『全学共通科目シラバス・履修案内』を参照すること。

※ 他学部提供の専門教育科目も受講することができる。他学部で各学期に開講される科目については、その学部の『要覧』や『シラバス』、掲示板を参照すること。

※ 教員免許状の取得を考える学生は、教職課程に関する科目を受講しなければならない。詳細は、「経済学部・教職課程履修規程」および「教職課程の履修の手引き」を参照すること。

6. 卒業に必要な単位

A 経済学部1年次に入学した学生が本学部を卒業し、学士号を取得するためには、本学部に4年以上在籍し、

- ・全学共通科目から39単位(社会人特別選抜入学者は34単位)
- ・経済学部専門教育科目から94単位(社会人特別選抜入学者は99単位)以上

計133単位以上を修得しなければならない。

経済学部専門教育科目で、自由選択科目を選択せず、「専門演習3・4」と「卒業論文」のコースを選択した場合の最低必要単位数は、

「基礎演習」	1年次前期	必修科目(社会人特別選抜入学者は除く)	2単位
「イノベティブ・ワークショップ」または「論文演習」			
	1年次後期～2年次後期	選択科目	2単位
基礎科目Ⅰ	1年次後期、2年次以上	選択必修	4科目8単位以上
基礎科目Ⅱ	2年次以上	選択科目	13科目
応用科目(他学部提供科目と関連科目とを含む)	2年次以上	選択科目	26単位以上
「専門演習3」	3年次通年	選択科目	4単位
「専門演習4」	4年次通年		4単位
「卒業論文」	4年次		12単位

以上の58単位に加えて、キャリア形成ゼミ、専門演習3B(副専攻)、(社会人特別選抜入学者は「基礎演習」)、入門科目、基礎科目Ⅰ、基礎科目Ⅱ、応用科目(他学部提供科目と関連科目とを含む)から36単位以上、計94単位以上。

詳細については、**8. 履修の条件を確認すること**。また別表2-1(全学共通科目)および別表2-2(経済学部専門教育科目)を参照すること。社会人特別選抜入学者については、別表2-3(経済学部専門教育科目)を参照すること。

※ 一度合格した科目を再度履修することはできない。

※ 経済学部では標準修得単位として、上記の卒業に必要な計133単位を、

- 1年次 29単位
- 2年次 28単位
- 3年次 38単位
- 4年次 38単位

に分割している。2年次以降、前年次までの総修得単位が上記の累計を下回る場合、授業料減免、大阪市立大学奨学金、大阪市立大学有恒会奨学金を受ける資格が認められない。ただし、授業料分納についてはこの限りではない。

(例:3回生で1・2年次の総修得単位数が57単位を下回る)

B 後の8. Aに定められた規定にかかわらず、経済学部第1年次に入学した学生が、入学以前に他の大学または短期大学で修得していた単位については、教育上有益と認められる場合に限り、本人の願い出により、教授会の審議を経て、20単位を超えない範囲で、本学における総合教育科目、基礎教育科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目またはそれらに相当する科目の単位として認定することがある。認定された科目をあらたに履修することはできない。

この認定の願い出は、入学後、最初の学期の授業開始までに行わなければならない。

7. 自由選択科目制

6. で説明した卒業に必要な専門教育科目の単位数(94単位以上)のうち10単位までを自由選択科目として、8. Aで説明する全学共通科目のうち、健康・スポーツ科学科目の健康・スポーツ科学実習、外国語科目、基礎教育科目の数学科目から追加修得した科目の単位によって替えることができる。10単位を超えて自由選択科目とすることはできない。

社会人特別選抜入学者の場合は、6. で説明した卒業に必要な専門教育科目の単位数(99単位以上)のうち15単位までを自由選択科目として、8. Aで説明する全学共通科目のうち、「健康・スポーツ科学実習」ならびに数学科目から修得した科目、及び外国語科目から追加修得した科目の単位によって替えることができる。15単位を超えて自由選択科目とすることはできない。

8. 履修の条件

別表1、2-1 および 2-2(社会人特別選抜入学者は2-3)を参照すること。

A 全学共通科目

全学共通科目とその履修方法などについては、『全学共通科目シラバス・履修案内』及び『時間割』を必ず参照すること。

(1) 総合教育科目（選択科目）

総合教育科目ナビゲーション科目又は総合教育科目主題科目から22単位を修得しなければならない。22単位のうち、2単位は地域志向系科目から修得しなければならない。

※ 総合教育科目ナビゲーション科目、総合教育科目主題科目の区別は問わない。

※ 1・2年次については、前期3科目、1年間に6科目を超えて履修することはできない。ただし、前期に修得できなかった分は、後期に上積みして履修することができる(たとえば、前期に3科目を履修したが、2科目しか単位を修得できなかった場合、後期には4科目を履修することができる)。

※ 22単位を超えて修得したときには、超過した単位を卒業に必要な単位数に算入することはできない(枠外単位)。

※ 総合教育科目(地域志向系科目を含む)は自由選択科目に含まれない。

※ 地域志向系科目は、『全学共通教育科目シラバス・履修案内』に規定される、大学において地域を志向する全学的な教育的事業として推進する科目である。地域志向系科目の開講科目は『全学共通教育科目シラバス・履修案内』を参照すること。

※ 大学コンソーシアム大阪の単位互換科目は、12単位まで互換することができる。

(2) 基礎教育科目（必修科目）

基礎教育科目の「基礎数学 A」（前期 2 単位）と「基礎数学 B」（後期 2 単位）計 2 科目 4 単位は必修である。（社会人特別選抜入学者は除く）

※ 1 年次において、この 2 科目はクラス指定制をとっているため、指定されたクラスで履修すること。

※ 必修 4 単位を超えて、理系向けの数学科目の単位を追加修得した場合には、自由選択科目として卒業に必要な単位数に算入することができる。

※ 社会人特別選抜入学者は、上記に加えて「基礎数学 A」と「基礎数学 B」の 2 科目を含めて、数学科目を自由選択科目として履修することができる。

(3) 健康・スポーツ科学科目（選択必修科目）

健康・スポーツ科学講義科目から 1 科目 2 単位、及び健康・スポーツ科学実習科目から 1 単位、計 3 単位を修得すること。

※ 健康スポーツ科学実習は、コースによっては実習 1 と実習 2 に分かれている。

1 年次に実習 1 を履修することが望ましい。

※ 追加で単位を修得した実習科目 1 単位だけを自由選択科目として卒業に必要な単位数に算入することができる。

社会人特別選抜入学者は、健康・スポーツ科学講義科目から 1 科目 2 単位を修得すること。健康・スポーツ科学実習科目は必須でないが、これを自由選択科目として履修した場合、2 単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。

(4) 外国語科目（必修科目と自由選択科目に分かれる。）

外国語科目の履修にあたっては、段階的に履修することが望ましい。

① 英語科目について

英語は必修外国語である。以下のように履修しなければならない。

1 年次前期:「Freshman English (FE) I」、「Freshman English (FE) II」 計 2 科目 2 単位

1 年次後期:「Freshman English (FE) III」、「Freshman English (FE) IV」 計 2 科目 2 単位

2 年次前期:「Sophomore English (SE) I」 1 科目 1 単位

2 年次後期:「Sophomore English (SE) II」 1 科目 1 単位

以上の 6 科目 6 単位が必修になる。

※ Advanced English 科目は、自由選択科目として卒業に必要な単位数に算入することができる。

※ 履修区分やクラス分けについては全学共通科目の掲示板を参照すること。

② 英語以外の外国語科目（新修外国語）について

「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「ロシア語」、「朝鮮語」のいずれか一つの言語、以下の3科目4単位が必修である。

1 年次前期:「〇〇語基礎1・2」	1 科目 2 単位
1 年次後期:「〇〇語基礎3」、「〇〇語基礎4」	計 2 科目 2 単位

※ 4 単位を超えて当該新修外国語に関する科目を修得した場合や他の新修外国語科目を履修した場合には、自由選択科目として卒業に必要な単位数に算入することができる。なお、重複履修可能な科目については、初回単位修得のみ、自由選択科目として卒業に必要な単位数に算入することができる。

※ 履修区分やクラス分けについては全学共通科目の時間割と履修案内を参照すること。

③ 外国人留学生の外国語履修について

外国人留学生は、提供される「英語科目」または「英語以外の外国語科目（新修外国語）」の中から、母語とする言語を除いて1カ国語6単位と、留学生向けに提供される「日本語」科目4単位、計10単位を修得しなければならない。

※ 「日本語」科目を含む外国語科目の履修にあたっては、留学生も、段階的に履修することが望ましい。

※ 「英語」科目を履修する場合は、「Freshman English (FE) I～IV」、「Sophomore English (SE) I・II」の計6科目6単位が必修である。それ以外の外国語科目の単位を修得した場合、自由選択科目として認定する。

※ 英語を母語としない外国人留学生も、専門演習を履修するためには「英語」科目の修得が必須である(8.B.(5)① i) 参照)。

④ 外部試験結果（TOEFL・TOEIC・英検）の認定科目等について

TOEFL (Educational Testing Service 主催、ITP を除く)、TOEIC (財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催、IP テストを除く)、「実用英語技能検定」(財団法人日本英語検定協会主催、通称「英検」)について、下記の表に基づいて、単位未修得の英語科目を対象とし、単位を認定する。ただし、カレッジ TOEIC については、単位認定の対象外とする。

下記の表中の点数は、最低点を表す。

	TOEFL	TOEIC	英 検
6 単位	iBT 88	L&R 800	1 級
4 単位	iBT 79	L&R 750	
3 単位			準1 級
2 単位	iBT 69	L&R 650	

(TOEFL iBT:満点 120 点、TOEIC:満点 990 点)

TOEFL・TOEIC・英検に基づく単位認定を受けようとする学生は、以下の要領に従って所定の手続きを行い、経済学部教授会の審議を経なければならない。

※ 入学前に取得している場合は1年次前期のWeb履修登録期間に、入学後に取得した場合には各学期のWeb履修登録期間に、所定の「単位認定願」とTOEFL、TOEICの点数の証明書(写)または「実用英語技能検定合格証明書」ないし「実用英語技能検定合格証書」(写)を学生サポートセンター1階の経済学部教務担当に提出しなければならない。所定の期間以外の申請は認めない。

※ TOEFL・TOEICの点数、英検の資格は、取得してから1年以内のものを認定の対象とする。

※ 申請時期に基づく認定科目についての単位は原則として、以下の通り(単位取得状況に応じて変更する場合がある)。

1年次の認定科目について		
前期申請で	6単位の場合	FE I～IV および SE I～II
	4単位の場合	FE I～IV
後期申請で	6単位の場合	FE III～IV、SE I～II および AE 2科目
	4単位の場合	FE III～IV および AE 2科目
なお、3単位または2単位の認定可能科目は、AE科目の中から、各教授会が学年の申請時期に応じて判断するものとする。		
2年次以上の認定科目について		
前期申請で	6単位の場合	SE I～II および AE 2科目
	4単位の場合	AE 4科目
後期申請で	6単位の場合	SE II および AE 5科目
	4単位の場合	AE 4科目
なお、3単位または2単位の認定可能科目は、AE科目の中から、各教授会が学年の申請時期に応じて判断するものとする。		
AE科目としては、まず「TOEFL I」、「TOEIC」の2科目を優先する。それ以外の単位数の場合はその他のAE科目を充てるものとする。		
なお、Global Understanding 科目を充てることはできない。		
外部試験結果に基づく認定科目の上限は6単位とする。		

※ この規定は、2年次以降に変更される可能性があるので、学生サポートセンター1階にある経済学部掲示板の掲示を確認すること。

※ 入学後に本学で修得した「英語」科目は認定科目の対象から除外される。

※ TOEFL・TOEIC・英検に基づく単位認定を受けた学生は、余裕のできた時間を他の外国語科目や専門科目の履修に充てることが望ましい。

⑤ 英語に関する海外語学講習会の修了による単位認定制度について

本学の英語教育開発センターの認定する海外語学講習会の修了に対して、申請により、Advanced English(AE)科目1単位の認定を受けることができる。

⑥ 新修外国語に関する海外語学講習会の修了による単位認定制度について

本学の新修外国語教科会議の認定する海外語学講習会の修了による単位認定制度がある。これは、以下の条件のすべてを満たした場合、その時点で、当該海外語学講習会に対し、新修外国語科目のうち教科会議によって認定される外国語(〇〇語とする)に関して「〇〇語特修」2単位が認定されるというものである。

- i) 本学入学以後卒業までの間のいずれかの時点で上記の海外語学講習会を修了する。
- ii) 本学入学以後卒業までの間のいずれかの時点で特修科目の履修要件(全学共通科目シラバス、履修案内を参照のこと)を満たす。
- iii) 単位認定の申請を学生サポートセンター1階にある経済学部教務担当に行わなければならない。そのうえで、経済学部教授会の審議を経て、学部長がその意見を聴いたうえで単位を与えることができる。

⑦ 海外の教育機関で修得した単位の認定

本学が学術交流・学生交流協定を結んだ海外の教育研究機関などで修得した単位を、所定の語学単位として認めることがある。

認定に際しては、修得者本人の単位認定の申請を学生サポートセンター1階にある経済学部教務担当に行わなければならない。そのうえで、経済学部教授会の審議を経て、学部長がその意見を聴いたうえで単位を認めることがある。

B 経済学部専門教育科目

本学部において卒業に必要な単位として認められる専門教育科目は、以下のとおりである。

入門科目は、経済学の世界への関心を喚起するために提供されている。

基礎科目は、本格的に経済学の基礎を学ぶための下地となる科目である。

応用科目は、経済学の幅広い分野にわたって多様なメニューが用意されており、幅広い選択の中から自由に問題探求を行う場が与えられている。

演習科目は、グローバル・プラクティカル・エコノミストの育成の要となる教育の場である。

年度によっては開講されない科目があり、別表 1 に掲載されていない科目が開講されることもある。さらに科目によっては開講される学期が移動、一定期間に集中して行われることもある。

『シラバス』とともに、学生サポートセンター1階にある経済学部掲示板の掲示に注意すること。

(1) 入門科目 (選択科目)

入門科目は選択科目であるが、すべて履修することが望ましい。

毎年前期に開講される科目群で、履修することができるのは1年次の学生のみである。

(2) 基礎科目Ⅰ (選択必修科目)

4科目8単位以上を修得しなければならない。

1年次向けに毎年後期に開講される科目群と、2年次向けに毎年前期に開講される科目群である。

(3) 基礎科目Ⅱ、応用科目 (選択科目)

基礎科目Ⅱおよび応用科目(他学部提供科目と関連科目を含む)については、13科目26単位以上を修得しなければならない。

基礎科目Ⅱは2年次向けに前期と後期に分けて開講される科目群である。

なお、基礎科目Ⅱと応用科目には、不定期に開講される特殊講義がある。これは、「特殊講義」という語が付加されていない同名の講義の単位をすでに修得している場合でも、履修することができる。

応用科目に含まれる上級講義は、本来、大学院の前期博士課程(修士課程)向けに開講される科目であるが、3年次以上の学部学生はこれを履修することができる。ただし、講義の水準は、大学院前期博士課程の学生を対象とするものになる。

応用科目には、関連科目と他学部提供の専門教育科目が含まれる。なお、関連科目とは、教職課程の「教科に関する科目」の一部である。

(4) 演習科目

「基礎演習」、「イノベティブ・ワークショップ」、「論文演習」、「キャリア形成ゼミ」は、クラス選択制で定員がある。各学期のWeb履修登録期間前に選択するクラスを決定するため、『シラバス』をよく読み履修するクラスを決めておく必要がある。

① 基礎演習（必修科目）

1 年次前期の「基礎演習」2 単位は、必修科目である。

「基礎演習」の履修者は学期末に、3,500 字以上の「基礎演習・修了レポート」の提出を求められる。

※ 社会人特別選抜入学者は、1 年次前期に「基礎演習」を選択科目として履修できる。
また、卒業必要単位に算入することができる。

② 「イノベティブ・ワークショップ」と「論文演習」（選択科目）

「イノベティブ・ワークショップ」2 単位と「論文演習」2 単位は、いずれも選択科目である。

「イノベティブ・ワークショップ」または「論文演習」を履修するには、「基礎演習」を修得していなければならない。なお各開講期(セメスター)には、「イノベティブ・ワークショップ」と「論文演習」を同時に履修はできない。

また、3 年次以降に「専門演習」を履修するためには、「イノベティブ・ワークショップ」か「論文演習」のいずれかの単位を修得しておく必要がある((5)① i)を参照)。いずれの科目をも履修することが望ましい。

「イノベティブ・ワークショップ」は、1 年次後期または2 年次前期にしか履修することができない。なお、1 年次の後期に「イノベティブ・ワークショップ」を履修した学生は、その単位の修得にかかわらず、2 年次前期の「イノベティブ・ワークショップ」を履修することはできない。

なお、1 年次後期の「イノベティブ・ワークショップ」を、定員超過のため履修することができなかった場合、2 年次前期に開講される同科目の履修を申請することができる。

また、「イノベティブ・ワークショップ」の履修者は学期末に、履修者全員による共同の報告書である「ワークショップ・レポート」の分担執筆を求められるのが原則である(クラスによっては「ワークショップ・レポート」に代わる課題が課される)。

「論文演習」は、1 年次の後期から履修することができる。「卒業論文」を履修する年度は、「論文演習」を履修することはできない。「論文演習」の履修者は学期末に、7,000 字以上の「修了論文」の提出を求められる。

③ キャリア形成ゼミ（選択科目）

「キャリア形成ゼミ」2 単位は、2 年次及び3 年次にのみ選択科目として履修できる。

なお、社会人特別選抜入学者は「キャリア形成ゼミ」を履修することができない。

(5) 専門演習及び卒業論文

専門演習は、原則として同じ指導教員のもとで「専門演習 3」と「専門演習 4」を連続して履修し、「卒業論文」を提出して合格しなければならない科目である。

① 専門演習（選択科目）

i) 専門演習の修得条件

専門演習を履修する学生は、2 年次終了までに以下の指定された諸科目計 25 単位を修得していなければならない。

科目群	必要科目数と単位数	授業科目
英語科目	5 科目計 5 単位	「Freshman English (FE) I」、 「Freshman English (FE) II」、 「Freshman English (FE) III」、 「Freshman English (FE) IV」、 「Sophomore English (SE) I」、 (ただし、英語を母語としない場合のみ適用する)
新修外国語科目	3 科目計 4 単位	「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「ロシア語」、「朝鮮語」のいずれか一つの 1 言語に関して 3 科目計 4 単位 「〇〇語基礎 1・2」、 「〇〇語基礎 3」、「〇〇語基礎 4」 (ただし外国人留学生の場合は代わりに「日本語」科目:4 科目計 4 単位を修得していなければならない)
基礎教育科目	2 科目計 4 単位	「基礎数学 A」、「基礎数学 B」 (ただし社会人特別選抜入学者は除く)
基礎科目 I	4 科目 8 単位	「近代経済学(マクロ経済学 1)」、 「近代経済学(ミクロ経済学 1)」、 「政治経済学 I」、「基礎・経済統計」、 「近代経済学(マクロ経済学 2)」、 「近代経済学(ミクロ経済学 2)」、 「政治経済学 II」、「経済数学」 のうち、いずれか 4 科目
演習科目	1 科目 2 単位	「基礎演習」 (ただし社会人特別選抜入学者は除く)
	1 科目 2 単位	「イノベーティブ・ワークショップ」、または 「論文演習」

ii) 所属する専門演習の決定

「専門演習」は、クラス選択制で定員がある。当該年度の「専門演習 3」の募集は、前年度の 11 月に行われる。

2 回生は志望する専門演習を選び、専門演習志望書を学生サポートセンター1階にある経済学部教務担当に提出しなければならない。

1 つの専門演習の志望者が定員(復学者を除く)を超えたときは、各自が提出した志望書等に基づいて、その専門演習を担当する教員が審査し、所属学生を決定する。

志望する専門演習に所属できなかった学生については、まだ定員に満たない専門演習を対象に 2 次募集を行う。

iii) 所属する専門演習の変更

「専門演習 3」を履修した場合、4 年次には原則として「専門演習 3」と同じ担当教員による「専門演習 4」をひきつづき履修しなければならない。

ただし、同じ担当教員による演習を教員の事情(たとえば在外研究のための出張や転出など)によって 2 年間にわたって連続して履修することができなくなった場合には、教授会の承認を経て「専門演習 4」の担当教員を変更することがある。

また学生自身による担当教員の変更は、「専門演習 3」の単位修得以前に限り可能である。その場合には、現在の「専門演習 3」を履修中の 11 月に行われる翌年度の「専門演習 3」の募集の際に、学生サポートセンター1階にある経済学部教務担当に書類を提出し、2 回生と同様に翌年度開講の「専門演習 3」をあらたに選択しなければならない。

iv) 「専門演習 3」が不合格になった場合

翌年度の同じ教員による「専門演習 4」を履修することはできない。

「専門演習 3」が不合格になり、専門演習を履修することを希望する場合は、新たな担当教員に承認を得た上で、4 月の Web 履修登録期間に登録しなければならない。

v) 4 年次に初めて「専門演習 3」の履修を希望する場合

i) で指定された諸科目計 25 単位を、3 年次終了までに修得したうえで、希望する演習の担当教員の許可を得なければならない。

上記の学生が何らかの事情により 4 年次終了時点で卒業する場合、「専門演習 3」の単位は与えられない。

② 「卒業論文」

専門演習を履修した場合は、原則として「卒業論文」を提出しなければならない。「卒業論文」を提出するためには、「専門演習 3」に合格し、同じ担当教員による「専門演習 4」に合格する見込みか、すでに合格していることが必要である。ただし、①のiii)に記されているような教員側の事情による担当教員の変更の場合には、「専門演習 3」の指導教員と「専門演習 4」の担当教員が別であってもよい。

i) 「卒業論文」の様式及び提出期限

イ) ワードプロを使用し、以下の様式に従うこと

(日本語の場合)

A4 版、横書き 1 行 36 字で 1 ページ 24 行、28 ページ以上。片面印刷。

(英語の場合)

A4 版、1 ページ当り 300 ～ 360 English words 程度、20 ページ以上。

※ 演習によっては、これ以上のページ数を課せられる場合もある。

ロ) 「卒業論文」の審査提出期限

A4 判用紙に印刷しクリップ止めした「卒業論文」を学生サポートセンター1階にある経済学部教務担当へ提出する期限は、卒業しようとする年度の1月中旬である(詳しくは掲示する)。

ii) 「卒業論文」の審査

「卒業論文」は、履修する専門演習の担当教員を除く 6 名の教員から成る審査機関によって審査される。この審査の結果を、学生は担当教員に報告するとともに、不十分な点が指摘された場合は、担当教員の指導の下ですみやかに改訂し、所定の期日(2 月中旬、詳しくは掲示する)までに、完成版を担当教員に提出しなければならない。

「専門演習 4」に合格してはいるが卒業論文を提出しなかった、あるいは卒業論文が不合格になった場合は、履修した「専門演習 4」と同一の担当教員のもとで、次年度に卒業論文のみ履修をすることができる。

③ 専門演習関係の代替単位について

専門演習を最初から履修しない場合は、代替単位として追加で 20 単位を修得すること。「専門演習 4」が不合格になった場合は、修得した「専門演習 3」の 4 単位をさし引いた 16 単位を代替単位として追加修得すること。

専門演習(ゼミ)を選択履修して専門演習 3、4 の単位 8 単位を修得したにもかかわらず、「卒業論文」を提出しなかったか、あるいは不合格になった場合は、12 単位を代替単位として追加履修することによって「卒業論文」に替えることができる。ただし、「卒業論文」が不合格の場合、「専門演習 4」の単位も修得できないゼミが一般的である。

「専門演習 3」、「専門演習 4」、「卒業論文」の代替単位として履修することができる代替科目は、他学部提供科目と関連科目とを除いた経済学部専門教育科目に限られる。

専門演習関係の代替単位表

専門演習 3、4 および卒業論文の標準的な場合	専門演習関係標準合計単位		卒業必要単位
演習 3 + 演習 4 + 卒論 4 + 4 + 12	= 20		133
卒論を提出しない、または卒論が不合格の場合	専門演習関係必要単位		卒業必要単位
演習 3 + 演習 4 + 卒論 4 + 4 + 0 +	代替単位		
	12	= 20	133
専門演習 4 が不合格になった場合	専門演習関係必要単位		卒業必要単位
演習 3 + 演習 4 + 卒論 4 + 0 + 0 +	代替単位		
	16	= 20	133
専門演習を履修しない場合	専門演習関係必要単位		卒業必要単位
演習 3 + 演習 4 + 卒論 0 + 0 + 0 +	代替単位		
	20	= 20	133

④ 「専門演習 3B（副ゼミ）」

3年次以降の学生は、① i) で指定された諸科目に関わらず、「専門演習 3B」を履修できる。ただし「専門演習 3」と「専門演習 3B」は異なる担当教員でなければならない。

「専門演習 3 B」の募集は、「専門演習 3」の所属が決定した後に行う。

「専門演習 3B」の志望者が定員を超えた場合は、「専門演習 3」の募集の方法に準じて決定する。

(6) 関連科目、ならびに商学部および法学部提供の専門教育科目

関連科目、ならびに商学部および法学部提供の専門教育科目については、応用科目として、あわせて 16 単位まで本学部の卒業に必要な単位数に算入することができる。

i) 関連科目

関連科目は、以下の科目である。

「日本史通論Ⅰ」	「憲法第 1 部」	「労働法」	「心理学概論Ⅰ」
「日本史通論Ⅱ」	「憲法第 2 部」	「行政法第 1 部」	「心理学概論Ⅱ」
「世界史通論」	「政治学」	「行政法第 2 部」	
「東洋史通論」	「政治学概論」	「社会学概論Ⅰ」	
「西洋史通論」	「国際政治」	「社会学概論Ⅱ」	
「地理学概論Ⅰ」	「国際法」	「哲学概論Ⅰ」	
「地理学概論Ⅱ」	「国際組織法」	「哲学概論Ⅱ」	
「地誌学Ⅰ」	「法学入門」	「倫理学概論Ⅰ」	
「地誌学Ⅱ」	「商法第 1 部」	「倫理学概論Ⅱ」	
「自然地理学概論」	「商法第 2 部」	「宗教学概論Ⅰ」	
「地理情報学」	「商法第 3 部」	「宗教学概論Ⅱ」	

別表 1、別表 2-2 (社会人特別選抜入学者は別表 2-3) 参照

ii) 商学部および法学部提供の専門教育科目

商学部および法学部が提供する専門教育科目のうち、本学部の卒業に必要な単位数に算入することができる科目は、以下の科目を **除いた科目** である。

商学部	「専門外国語」	「経済学」	「商業科教育法Ⅰ」
	「プロジェクト・ゼミナール」	「会計基礎論」	「商業科教育法Ⅱ」
	「テーマ・ゼミナール」	「企業と法」	「職業指導Ⅰ」
	「経営学」	各概論	「職業指導Ⅱ」
法学部	「外国語演習」	「法情報学」	「基礎演習」
	「専門演習」	発展科目	

別表 1、別表 2-2(社会人特別選抜入学者は別表 2-3) 参照

(7) 海外の教育機関で修得した単位の認定

本学および本学部などが学術交流・学生交流協定を結んだ海外の教育研究機関などで修得した単位を、経済学部専門科目の単位として認めることがある。

認定に際しては、修得者本人の単位認定の申請を学生サポートセンター 1 階にある経済学部教務担当に行わなければならない。そのうえで、経済学部教授会の審議を経て、学部長がその意見を聴いたうえで単位を認めることがある。

9. 履修登録単位数の上限

1 年次、2 年次の各学期について、履修登録単位数の上限を下記のように定める。

学年	1 年次		2 年次		3・4 年次
	前期	後期	前期	後期	
上限単位数	24	24	27	27	上限なし
累積単位数	24	48	75	102	卒業に必要な単位数 133

※ 集中講義も履修登録単位数の上限に含める。

※ その期までに修得できなかった単位があっても、それによって上限が上積みされることはない。

※ 教員免許取得のために必要な科目(教科に関する科目を除く)、他大学等で取得した単位による単位認定及び TOEFL・TOEIC・英検に基づく単位認定は、上記の制限からは除外する。

10. 授業科目の試験および成績

単位の認定は基本的に試験の成績によって行われるが、試験を行わず、レポートや平常の成績他によって単位認定が行われることもある。

A 定期試験

定期試験は、前期試験と後期試験の2回行われる。

前期試験は7月下旬～8月上旬、後期試験は1月中旬～2月上旬の期間に行われるが、科目によっては担当教員の判断により繰り上げ試験が実施されることもある。

試験の時間割は、学生サポートセンター1階にある掲示板に掲示される。

B 定期試験受験上の注意

定期試験を受験する際には、次の点を十分に注意しなければならない。

- ① 試験場においては、黒板に掲示してある着席表のとおりに着席し、各自の机上に学生証を置くこと。着席表のとおり着席しない場合、欠席とする場合がある。
学生証を忘れた場合には、試験開始前に必ず学生サポートセンター1階の経済学部教務担当に申し出、指示を受けなければならない。
- ② 試験開始後20分を経過した後は、遅刻した学生の入室を認めない。
- ③ 試験開始から30分間は試験場から退室することはできない。
- ④ 解答しないで退室するときは、問題用紙と解答用紙を試験監督者に返却すること。
- ⑤ 試験場では、試験監督者の指示に従うこと。
- ⑥ 携帯電話の電源は切り、かばん等の中にしまうこと。(時計の代わりに使うことも不可。)
試験中に体調不良等で一時退室する際も、かばん等のなかに残ったまま持ち出さないこと。
- ⑦ 不正行為を行ったときには、経済学部教授会の議を経て、その学期の成績をすべて無効とする。

C 試験の成績

試験の成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。合格科目はAA、A、B、C、不合格科目はFで表し、成績一覧表で通知する(AA-90点以上、A-80点以上、B-70点以上、C-60点以上)。

一度合格した科目を再度履修し受験することはできない。

不合格になった科目は、一部の科目を除き、翌年(隔年開講の科目では翌々年)以降にWeb履修登録をして受験することができる。

もっぱら教職課程にのみかかわる科目、関連科目、および経済学部が認める他学部提供専門教育科目のうち16単位を超えて履修した科目で試験に合格したときには、成績一覧表に記載されるが、卒業に必要な単位数には算入されない。

D 追試験

以下の科目に関し、定期試験の際に病気その他やむをえない事由により受験できなかった場合、教授会の議を経て、追試験を認めることがある。ただし当該年度において願い出で
きる科目は 20 単位分の科目を上限とする。

「英語」科目 (「Freshman English (FE) I」、 「Freshman English (FE)II」、
 「Freshman English (FE) III」、 「Freshman English (FE)IV」、
 「Sophomore English (SE) I 」、 「Sophomore English (SE)II ）」
「新修外国語」科目 (「〇〇語基礎 1・2」、 「〇〇語基礎 3」、 「〇〇語基礎 4」)
「数学」科目 (「基礎数学 A」、 「基礎数学 B」)
入門科目、基礎科目Ⅰ、基礎科目Ⅱ、応用科目(ただし集中講義等をのぞく)
(外国人留学生の場合、上記科目に加えて、「日本語」科目)

※『学校において予防すべき感染症』に罹患した場合は、集中講義、外部団体講座を
除く、全ての科目を追試験申請の対象とする。

追試験の受験を希望する者は、当該科目の試験終了後から1週間以内に、所定の追試
験願に欠席理由を示す証明書を添え、学生サポートセンター1階の経済学部担当に提出し
なければならない。なお、やむを得ない事由により期限までに追試験願及び証明書を提出
できない場合、事前にサポートセンターに連絡して相談すること。

追試験の期日、条件、該当者等については掲示により通知する。

E 再試験

経済学部では、定期試験で不合格になった科目の再試験をいっさい実施しない。

F グレード・ポイント・アベレージ (GPA)

(1) 以下の要領で GPA を算出する。

①履修した科目の成績を、AA=4、A=3、B=2、C=1、F または欠席=0 点の GP(grade point)に置
き換える。

②次の計算式により、GPA を算出する。

$$GPA = (\text{各科目の GP} \times \text{単位数}) \text{の合計} / \text{該当するすべての科目の総単位数。}$$

ただし小数点第3位以下を切り捨て、第2位まで表示する。

(2) 原則として、本学部の卒業単位に算入可能なすべての科目を対象とする。

ただし、本学入学以前に他大学等で履修して認定を受けた科目や、上記の 10.C と異なる
方法で成績評価が行われる科目等は除外する。

(3) 定期試験等の不正行為により成績評価が無効になった科目については、その評価を F と
した上で GPA に算入する。

(4) ある科目を履修登録して欠席するか F の評価を受け、後に再履修して単位取得した場合、
両方の GP を GPA に算入する。

- (5) 病気その他やむをえない事由により定期試験を受験できなかった場合、教授会の議を経て、当該科目の履修登録の取り消しを認めることがある。この措置を希望する者は、当該科目の試験終了から1週間以内に、所定の申請書に欠席理由を示す証明書を添え、学生サポートセンター1階の経済学部担当に提出しなければならない。やむをえない事由により期限までに申請できない場合は、事前にサポートセンターに連絡して相談すること。なお、追試験の受験を申請した科目に関してこの措置を申請することはできない。
- (6) GPAは成績一覧表及び成績証明書に記載する。GPAは定員制を採る科目における履修者の選考や、各種顕彰事業の選考及び推薦の際に用いられることがある。

※ GPAの算出方法は変更される可能性がある。変更が行われる場合、掲示等により周知する。

11. 修業年限と在学年限

A 修業年限

あらたに1年次に入学した学生の修業年限は4年である。4年未満の在学で経済学部を卒業することはできない。

B 在学年限

本学部の在学年限は8年である。

12. 休学、退学、復学および再入学

A 休学

- (1) 病気やその他やむをえない事情のために、原則として2ヶ月以上修学することができない場合は、学生サポートセンター1階にある経済学部教務担当に休学願を提出し、面接を受けなければならない。そのうえで教授会の審議を経て、学長がその意見を聴いたうえで休学を許可することができる。
- (2) 休学願の提出は、緊急の場合を除いて、前期は3月末日、後期は9月末日までに行わなければならない。学期開始後に提出した場合は、その期の授業料を納入しなければならない。
- (3) 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- (4) 休学期間は在学年数に算入しない。

B 退学

退学を希望する学生は、退学願を学生サポートセンター1階にある経済学部教務担当に退学願を提出し、面接を受けなければならない。そのうえで教授会の審議を経て、学長がその意見を聴いたうえで退学を許可することができる。

C 復学と再入学

本学部では、復学と再入学について大阪市立大学学則第 16 条と同第 12 条第 2 項の規程に従って認めることがある。

13. 修得単位数の不足による除籍

在学期間が 4 年(8 セメスター)に達する年度の末日(当該年度の中途において所定の在学期間を超えることとなる場合にあつては、その超えることとなる日の前日)、本学部の卒業に必要な単位数に算入することのできる諸科目の中から計 60 単位を修得していない場合は、本学部教授会の審議を経て、学長がその意見を聴いたうえで除籍することがある。

なお、除籍については大阪市立大学学則第 17 条を参照すること。

14. 9 月卒業について

9 月卒業の条件

9 月卒業は、在学期間 4 年以上の学生が、以下の条件を満たした場合、教授会の審議を経て、学長はその意見を聴いたうえで卒業を認定する。

- ① 卒業に必要な単位数をすべて修得していること。卒業年度に修得した集中講義の単位は含めない。
- ② 卒業論文の提出による 9 月卒業は認めない。
- ③ 9 月卒業希望者は、申請期間(7月頃、詳しくは掲示する)に学生サポートセンター1階にある経済学部教務担当へ願い出ること。

15. 表彰について

在学中の成績、卒業論文、課外活動のそれぞれについて、優秀であった者に対し、卒業の際に表彰する。

16. エクセレント・グローバル・プラクティカル・エコノミスト (EGPE) 認定制度

(1)語学、グローバル・コミュニケーション、問題発見、理論・分析の全てについて下の表に定める要件を満たした学生をエクセレント・グローバル・プラクティカル・エコノミスト (EGPE) として認定する。

(2)認定を受けようとする学生は、3年次以降の後期 Web 履修登録期間に、「EGPE 認定願」、「成績一覧表」(要件に該当する箇所にマークを付したもの)、下の表に掲げるその他の必要書類を学生サポートセンターへ提出すること。

種目	要件	必要書類
語学 (右記3要件のいずれか1つを満たすこと)	AE を 3 単位以上取得	成績一覧表
	GC 副専攻(仮)認定	GC 副専攻単位修得証明書
	外部試験結果の英語科目単位認定 6 単位基準を満たす	英語科目単位認定に必要な書類
グローバル・コミュニケーション (右記4要件のいずれか1つを満たすこと)	3大学国際シンポジウムの報告・発表	担当教員による確認書
	海外の大学に在籍している学生との討論会での報告・発表(ただし3大学国際シンポジウムに準じると認められるもの)	担当教員による確認書
	海外留学、海外インターン	修了証明書(それに準じて受入機関が発行した書類)
	GC 副専攻(仮)認定	GC 副専攻単位修得証明書
問題発見 (右記2要件のいずれか1つを満たすこと)	IW(G)の単位取得	成績一覧表
	その他の IW または論文演習の単位取得、及び英語提供科目(科目ナンバーの5桁目が"E"の科目)2科目の単位取得	成績一覧表
理論・分析	下記科目の中から4科目以上の単位取得 Lectures on Economics A, Lectures on Economics B, Introduction to International Economics, Economic Reading, 経済英語1・2, Global Economy, アジア経済史, アジア経済論, 東南アジア経済論, 経済開発論, 国際経済学, 国際協力論, 世界経済論, 国際経済上級講義, 戦後経済史	成績一覧表

17. 交通機関の運休、気象条件の悪化による授業の休講および定期試験の延期措置について

【杉本キャンパス】

(1) 交通機関の運休による授業の休講について

次の交通機関の①または②のいずれかが運休(事故等による一時的な運行停止を除く)を行った場合の授業は原則として休講とします(定期試験の延期措置を含む)。ただし、別表のとおり運行再開の時刻により、全部又は一部の授業を行います。また、運休の有無にかかわらず別段の決定を行うことがあります。

① JR阪和線全線

② Osaka Metro御堂筋線全線およびJR大阪環状線全線が同時

(2) 気象条件の悪化による授業の休講について

「大阪府下に暴風警報又は特別警報(すべて対象とする)のいずれか」が発令された場合の授業は原則として休講とします(定期試験の延期措置を含む)。ただし、別表のとおり警報解除の時刻により、全部又は一部の授業を行います。また、警報発令の有無にかかわらず別段の決定を行うことがあります。

(別表)

運行再開・警報解除の時間	休講となる時限	授業を行う時限
午前 7 時 以前		全時限
午前 10 時 以前	1・2 時限	3・4・5 時限
午前10 時を過ぎても運行再開・警報解除されない場合	全時限	

※交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、交通ストライキ、その他の理由により交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。

※授業中または試験中に、暴風警報又は特別警報が発令された場合は、原則として、実施中の授業・試験についてはそのまま行い、その次の時限から授業は休講とする。

18. 感染症等罹患時の措置に係る出席停止

学校保健安全法の定めにより、「学校において予防すべき感染症」に罹患、または罹患した疑いがある場合、大学内での感染拡大を予防するため出席停止とする。

詳細については、OCU UNIPAを確認し、所定の手続きを行うこと。

OCU UNIPA トップページ > 学生Navi > 授業・履修 > 授業の欠席の取扱い

経済学部専門教育科目

[別表1]

	科 目 名	単位数
演習科目	基礎演習	2
	イノベティブ・ワークショップ	2
	論文演習	2
	キャリア形成ゼミ	2
	専門演習3	4
	専門演習3B	4
	専門演習4	4
	卒業論文	12
入門科目	日本経済の論点	2
	世界経済の論点	2
基礎科目Ⅰ	近代経済学(マクロ経済学1)	2
	近代経済学(ミクロ経済学1)	2
	政治経済学Ⅰ	2
	基礎・経済統計	2
	近代経済学(マクロ経済学2)	2
	近代経済学(ミクロ経済学2)	2
	政治経済学Ⅱ	2
	経済数学	2
基礎科目Ⅱ	応用マクロ経済学	2
	応用ミクロ経済学	2
	経済学説史	2
	社会思想史	2
	日本経済史	2
	西洋経済史	2
	社会政策論	2
	産業経済論	2
応用科目	前記科目の特殊講義	2
	経済原論ⅠA	2
	経済原論ⅠB	2
	経済原論ⅡA	2
	経済原論ⅡB	2
	経済変動論	2
	社会経済論	2
	統計解析論	2
	計量経済学	2
	経済統計論	2
	経済情報論	2
	多変量解析論	2
	計算機経済学	2
	アジア経済史	2
	戦後経済史	2
	経済政策論	2
	公共経済学	2
	財政学	2
	地方財政論	2
	環境経済学	2
	金融経済論	2
	労働経済論	2
	福祉経済論	2
	日本経済論	2
	農業経済論	2
	産業技術論	2
	産業政策論	2
	流通経済論	2
	交通経済論	2
	都市経済論	2
	経済地理学	2
	空間経済学	2
	産業組織論	2
	国際経済学	2
	国際協力論	2
	国際通貨論	2
	経済開発論	2
	比較経済論	2
	世界経済論	2

	科 目 名	単位数
応用科目	アメリカ経済論	2
	ヨーロッパ経済論	2
	アジア経済論	2
	東南アジア経済論	2
	中国経済論	2
	関西経済論	2
	前記科目の特殊講義	2
	各国経済論特殊講義(経済英語1)	2
	各国経済論特殊講義(経済英語2)	2
	各国経済論特殊講義W(インターナショナル・ワークショップ)	2
	経済統計論特殊講義A(コンピュータ講座)	2
	経済統計論特殊講義B(コンピュータ講座)	2
	商業簿記基礎論	2
	証券経済論特殊講義(野村證券提供講座)	2
	産業政策特殊講義1(商友会・経友会講座)	2
	産業政策特殊講義2(商友会・経友会講座)	2
	経済政策論特殊講義2(税関講座)	2
	労働経済論特殊講義1(連合講座)	2
	経済史上級講義	2
	経済政策上級講義	2
関連科目	経済構造上級講義	2
	国際経済上級講義	2
	ミクロ経済学上級講義1	2
	ミクロ経済学上級講義2	2
	計量経済学上級講義1	2
	計量経済学上級講義2	2
	企業経済論特殊講義(生産性講座)	2
	Economic Reading	2
	Global Economy	2
	Introduction to International Economics	2
	Lectures on Economics A	2
	Lectures on Economics B	2
	日本史通論Ⅰ・Ⅱ	各2
	世界史通論	2
	東洋史通論	2
	西洋史通論	2
	地理学概論Ⅰ・Ⅱ	各2
	地誌学Ⅰ・Ⅱ	各2
	自然地理学概論	2
	地理情報学	2
他学部提供 専門科目	憲法第1部	4
	憲法第2部	2
	政治学	4
	政治学概論	2
	国際政治	4
	国際法	4
	国際組織法	4
	法学入門	2
	商法第1部・第3部	各2
	商法第2部	4
	労働法	4
	行政法第1部・第2部	各4
	社会学概論Ⅰ・Ⅱ	各2
	哲学概論Ⅰ・Ⅱ	各2
	倫理学概論Ⅰ・Ⅱ	各2
	宗教学概論Ⅰ・Ⅱ	各2
	心理学概論Ⅰ・Ⅱ	各2
他学部提供 専門科目	商学部の「専門外国語科目」、「プロジェクト・ゼミナール」、「テーマ・ゼミナール」、「経営学」、「経済学」、「会計基礎論」、「企業と法」、「商業科教育法Ⅰ」、「商業科教育法Ⅱ」、「職業指導Ⅰ」、「職業指導Ⅱ」、各概論と、法学部の「外国語演習」、「専門演習」、「法情報学」、「発展科目」とを除く、商・法学部提供専門科目	

全 学 共 通 科 目

— 31 —

[illegible]

※2 業に必要な単位数の合計は、経済学部専門教育科目から94単位以上

※2 自由選択科目として、10単位まで、卒業に必要な単位数に算入できる。

※3 卒業に必要な単位数は、全学共通科目から39単位、経済学部専門教育科目から94単位以上、計133単位以上。

※1 商学部・法学部提供科目の一部ならびに関連科目あわせ16単位まで、応用科目として卒業に必要な単位数に参入できる。

※2 通選科目として、15単位まで、卒業に必要な単位数に算入できる。

※3 卒業に必要な単位数は、全学共通科目から34単位、経済学部専門教育科目から99単位以上、計133単位以上。

大学院経済学研究科履修規程

1. この規程は2020年度入学（進学）生から適用される。
2. 大阪市立大学大学院経済学研究科（以下、「本研究科」という。）の授業科目の履修に関しては、大阪市立大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）および大阪市立大学学位規程によるほかこの規程に定めるところによる。

※ 教育職員免許状の取得を考える学生は、教職課程に関する科目を受講しなければならない。詳細は、「経済学研究科・教職課程履修規程」および「教職課程履修の手引き」を参照すること。

3. （前期博士課程の履修方法）

経済学研究科前期博士課程は「一般コース」と「修士専修コース」とに分かれている。各コースを選択した学生は、本課程を修了するために、コースごとに定められた履修条件に従って必要な単位数を修得し、修了審査に合格しなければならない。

4. （一般コースの履修方法）

（1）修士（経済学）の学位を得ようとする学生は、経済学研究科前期博士課程に2年以上4年以内在学し、本研究科授業科目のなかから合計30単位以上を修得し、修士学位論文の審査に合格しなければならない。

（2）上記30単位のうち、「基礎科目群」から4単位、「分野科目群」から12単位、「前期研究指導1」と「前期研究指導2」合わせて8単位を必ず修得しなければならない。

（3）「分野科目群」は講義科目（「〇〇研究」）と演習科目（「〇〇研究演習」）とから構成され、それぞれ半期で2単位である。履修にあたっては、同一「分野科目群」の講義と演習をセットで選択しなければならない。（たとえば、「近代経済理論研究」という講義科目を選択すれば、必ず「近代経済理論研究演習」という演習科目もあわせて履修しなければならない。）

（4）「前期研究指導1」（第1年次履修）と「前期研究指導2」（第2年次履修）は通年開講科目（各4単位）で、修士論文を提出しようとする場合は、原則として同一教員の「研究指導」を連続して履修しなければならない。

（5）試験の成績または学習の評価は、100点満点法により、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示する。

A A : 100～90点、A : 89～80点、B : 79～70点、C : 69～60点、F : 59点以下

5. （一般コース：修士論文）

（1）修士論文は、一般ならびに専門的教養の基礎の上に広い視野に立って専門分野を研究し、精深な学識と研究能力をもって作成しなければならない。修士論文の審査は、当該専門分野にかかわる論理性、一貫性、明確性、実証性、独自性を基

準にして行われる。

- (2) 修士論文を提出しようとする学生は、上に定める必要単位数を修得し、原則として同一指導教員による「前期研究指導1」および「前期研究指導2」（計2年間）で研究指導を受けていなければならない。
- (3) 「前期研究指導1・2」の終了時（通常2月）に、「研究経過報告書」（8,000字程度）を指導教員に提出しなければならない。提出期限は2月5日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）とする。
- (4) 修士論文を提出しようとする学生は、第2年次の「前期研究指導2」の履修の際に「修士論文計画書」を提出するとともに、学位論文作成に当たっての「助言教員」2名を、指導教員と相談の上、決定しなければならない。
- (5) 「前期研究指導2」の履修者は、10月中に指導教員および助言教員2名に対し、その研究経過を資料に基づいて報告し、指導を受けるものとする。また、助言教員の分野科目の履修などを通して、助言教員から日常的に指導を受けることが望ましい。
- (6) 修士論文は、原則としてワープロを使用し、日本語であればその書式はB5版の横書き1行35字・1ページ25行（875字）で、片面印刷とする（ただし、B4版二つ折り袋綴じでもよい）。修士論文の分量は、日本語の場合であれば、上記の書式で図表を含めて46ページ程度とする。英語の修士論文の場合もB5版で片面印刷とし、その分量は図表を含めておよそ15,000 **English words**とする。
修士論文は、論文の草稿3部に、論文内容の要旨A4版・横書き4部を添えて提出しなければならない。論文内容の要旨は、日本語の場合で2,000字程度、英語の場合でおよそ700 **English words**とする。論文内容の要旨は、表紙及び本論文の目次を転記したものを綴じ合わせたものでなければならない。
- (7) 修士論文の提出期限は、1月15日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）とする。
- (8) 修士論文の審査は、「大阪市立大学学位規程」および本研究科の定める「大阪市立大学学位規程に関する経済学研究科内規」（後掲）に基づいて行う。
- (9) 学位論文審査に合格するためには、学位論文について上記の「規程」と「内規」に定める審査委員会が行う口述試験に合格しなければならない。
(※なお、修士論文作成のモデルケースは、別表Aに示されている。)

6. (修士専修コースの履修方法)

- (1) 修士（経済学）の学位を得ようとする学生は、経済学研究科前期博士課程に2年以上4年以内在学し、本研究科授業科目のなかから合計30単位以上を修得し、修士専修コースの修了論文の審査に合格しなければならない。
- (2) 上記30単位のうち、「基礎科目群」から6単位、「分野科目群」から12単位、「ワークショップ」2単位、「修了論文指導」4単位を必ず修得しなければならない。
- (3) 「分野科目群」は講義科目（「〇〇研究」）と演習科目（「〇〇研究演習」）とから構成され、それぞれ半期で2単位である。履修にあたっては、同一「分野

科目群」の講義と演習をセットで選択しなければならない。（たとえば、「近代経済理論研究」という講義科目を選択すれば、必ず「近代経済理論研究演習」という演習科目もあわせて履修しなければならない。）

(4) 「ワークショップ」は、複数の教員の指導のもとで、共同研究・現地調査などを行い、その報告書を作成する科目である。配当年次は第1年次後期で、2単位である。報告書は、「ワークショップ」の担当教員と修了論文の指導教員に提出する。

(5) 試験の成績または学習の評価については、前掲4. - (5) のとおりである。

7. (修士専修コース：修了論文)

(1) 修了論文は、指導教員の指導のもとで、一般的教養の基礎の上に広い視野に立って研究し、高い研究能力をもって作成しなければならない。修了論文の審査は、当該専門分野にかかわる論理性、一貫性、明確性、実証性を基準にして行われる。

(2) 本コースを選択した学生は、指導教員の行う「修了論文指導」を履修して修士専修コースの修了論文を提出しなければならない。「修了論文指導」の配当年次は第2年次である。

(3) 修了論文を提出しようとする学生は、第2年次の「修了論文指導」の履修の際に「修了論文計画書」を提出するとともに、修了論文作成に当たっての「助言教員」1名を、指導教員と相談の上、決定しなければならない。

(4) 「修了論文指導」の履修者は、10月中に、指導教員および助言教員1名に対し、その研究経過を資料に基づいて報告し、指導を受けるものとする。また、助言教員の分野科目の履修などを通して、助言教員から日常的に指導を受けることが望ましい。

(5) 修了論文は、原則としてワープロを使用し、日本語の論文であればその書式はB5版の横書き1行35字・1ページ25行(875字)で、片面印刷とする(ただし、B4版二つ折り袋綴じでもよい)。修了論文の分量は、日本語の場合であれば、上記の書式で図表を含めて28ページ程度とする。英語の修了論文の場合もB5版で片面印刷とし、その分量は図表を含めておよそ**9,000 English words**とする。

修了論文は、論文の草稿2部に、論文内容の要旨A4版・横書き3部を添えて提出しなければならない。論文内容の要旨は、日本語の場合で2,000字程度、英語の場合でおよそ**700 English words**とする。論文内容の要旨は、表紙及び本論文の目次を転記したものを綴じ合わせたものでなければならない。

(6) 修了論文の提出期限は、1月15日正午(当日、業務が行われない場合は、次の業務日)とする。

(7) 修了論文の審査は、「大阪市立大学学位規程」および本研究科の定める「大阪市立大学学位規程に関する経済学研究科内規」(後掲)に基づいて行う。

(8) 修了論文審査に合格するためには、審査委員(指導教員と指導教員以外の1名の教員)の合議による審査に合格しなければならない。

(※なお、修了論文作成のモデルケースは、別表Bに示されている。)

8. (一般コース、修士専修コースに共通する規程)

(1) 履修した講義科目については、終了時に筆答試験あるいは研究報告書が課せられる。講義と演習がセットになった分野科目に課せられる研究報告書は4,000字程度とする。提出期限は、前期開講科目は8月10日正午(当日、業務が行われない場合は、次の業務日)、後期開講科目は、2月5日正午(同前)とする。

(2) 本学の大学院共通教育科目、他の研究科の授業科目については、大学院学則第15条の規定に基づくほか、本研究科教授会及び「前期研究指導」担当教員が必要と認めた場合に限られる。

なお、修得した単位は、課程修了に必要な単位に充当することができる。

(3) 大阪府立大学大学院経済学研究科との単位互換については、大学院学則第16条の規定に基づくほか、本研究科教授会及び「前期研究指導」担当教員の承認を得ること。

なお、修得した単位は、課程修了に必要な単位に充当することができる。

履修対象科目、履修登録の申請等は、「大阪府立大学大学院経済学研究科との単位互換の手引」を参照すること。

(4) 外国の大学院(留学)及び国内の他の大学院の科目履修については、それぞれ大学院学則第9条及び第16条に基づくほか本研究科教授会の定めるところによる。

なお、修得した単位は、課程修了に必要な単位に充当することができる。

(5) 社会人特別入試で入学した学生は、本研究科教授会の承認を得て、経済学部開講科目(演習科目を除く)を履修することができる。

ただし、修得した単位は課程修了に必要な単位に充当することはできない。

(6) 第2項、第3項、第4項及び第5項で修得した単位の単位数については、講義・演習を含め、10単位以内とする。

9. (後期博士課程の履修方法)

(1) 博士(経済学)の学位を得ようとする学生は、経済学研究科後期博士課程に3年以上6年以内在学し、本研究科授業科目のなかから16単位以上を修得し、学位論文の審査及び試験に合格しなければならない。

(2) 上記16単位のうち、「後期研究指導1」、「後期研究指導2」、「後期研究指導3」各4単位計12単位を修得しなければならない。

(3) 後期博士課程で開講される「分野科目」は講義科目(「〇〇研究特論」と演習科目(「〇〇研究特論演習」とから構成され、それぞれ半期で2単位である。履修にあたっては、同一「分野科目」の講義と演習をセットで選択しなければならない。(たとえば、「近代経済理論研究特論」という講義科目を選択すれば、必ず「近代経済理論研究特論演習」という演習科目もあわせて履修しなければならない。)

(4) 「後期研究指導1」(第1年次履修)、「後期研究指導2」(第2年次履修)、「後期研究指導3」(第3年次履修)は通年開講科目で各4単位である。

博士論文を提出するためには、原則として3年間にわたり同一教員の「後期研究指導」を連続して履修しなければならない。

- (5) 講義と演習がセットになった分野科目については、終了時に研究報告書の提出が課せられる。この研究報告書は6,000字程度とする。提出期限は、前期開講科目は8月10日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）、後期開講科目は、2月5日正午（同前）とする。
- (6) 他の研究科の授業科目履修については、大学院学則第15条の規定に基づくほか、本研究科教授会及び「後期研究指導」担当教員が必要と認めた場合に限られる。
- なお、修得した単位は、課程修了に必要な単位に充当することができる。
- (7) 後期博士課程の学生は、大学院共通教育科目及び大阪府立大学大学院経済学研究科授業科目を履修することができない。
- (8) 試験の成績または学習の評価については、前掲4. - (5) のとおりである。
- (9) 外国の大学院（留学）及び国内の他の大学院の科目履修については、それぞれ大学院学則第9条および第16条に基づくほか本研究科教授会の定めるところによる。
- なお、修得した単位は、課程修了に必要な単位に充当することができる。
- (10) 第6項及び第9項で修得した単位の単位数については、講義・演習を含め、10単位以内とする。

10. (「後期研究指導」について)

- (1) 第1年次に履修する「後期研究指導1」では、指導教員と相談の上、6月までに博士論文のテーマと論文作成のための3年間の研究計画（第1次案）を作成するとともに、論文作成のための助言教員2名を決定する。

学年末に「研究経過報告書」（12,000字程度）を提出しなければならない。提出期限は、2月5日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）とする。

- (2) 第2年次に履修する「後期研究指導2」では、4月に研究計画（第2次案）を作成する。

なお、第1年次に決定した助言教員2名を第2年次年度当初に変更することができる。

学年末に「研究経過報告書」（12,000字程度）を提出しなければならない。提出期限は、2月5日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）とする。

- (3) 第3年次に履修する「後期研究指導3」では、博士論文の作成のための指導が行われる。年度当初に助言教員2名を確認するとともに、学位論文の題目、章別編成を提出し、9月末までに論文の草稿と要旨を提出しなければならない。

- (4) 「後期研究指導1・2・3」の履修者は、「研究経過報告書」（12,000字程度）の提出以前に、指導を受けるものとする。ただし、助言教員に対し、ゼミなどを通じて日常的に指導を受ける機会がある場合は、この限りではない。

(※博士論文作成のモデルケースについては、別表Cを参照すること。)

なお、学年末に「研究経過報告書」（12,000字程度）を提出しなければならない。提出期限は、2月5日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）とする。

11. (博士論文)

- (1) 博士の学位は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を有する者に授与される。博士論文の審査は、当該専門分野にかかわる論理性、体系性、厳密性、明確性、実証性、独創性を基準にして行われる。
- (2) 博士論文を提出しようとする学生は、上に定める必要単位数を修得し、原則として同一指導教員による「後期研究指導」で3年間にわたって研究指導を受けていなければならない。
- (3) 学位の申請者は、あらかじめ博士論文の内容の要旨（日本語の論文の場合には4,000字程度、英語の論文の場合にはおよそ1,400 English words）を、所定の時期に研究科長に提出しなければならない。
- (4) 博士論文は、原則としてワープロを使用し、日本語の論文であればその書式はB5版・横書き1行35字で1ページ25行（875字）とする（ただし、B4版二つ折り袋綴じでもよい）。博士論文の分量は、日本語の場合であれば、上記の書式で図表を含めて92ページ程度とする。英語の博士論文の場合もB5版を使用し、その分量は図表を含めておよそ30,000 English wordsとする。ただし、これらの分量の目安は、日本語の論文の論文と英語の論文のいずれについても、研究分野によっては緩和されることがある。
- (5) 博士学位論文の審査及び試験の実施ならびに学位授与については、「大阪市立大学学位規程」、「大阪市立大学学位規程に関する経済学研究科内規」及び「大阪市立大学大学院経済学研究科学位論文（課程博士）取扱内規」、「公聴会開催要領」に定めるところによる。

12. (退学、再入学、留学、休学、除籍)

(1 退 学)

学生は、大学院学則第10条第1項の規定による退学を願い出ることができる。退学を願い出る者は、教務委員の面接を受けるものとする。学長は、教務委員の面接結果に基づく研究科教授会の審議とその意見をふまえて、退学を許可することができる。退学者は、退学日の属する学期の授業料を納付しなければならない。

(2 再入学)

大学院学則第7条の規定による再入学を願い出る者は、教務委員の面接を受けるものとする。学長は、教務委員の面接結果に基づく研究科教授会の審議とその意見をふまえて、再入学を許可することができる。ただし、再入学の願い出は、退学又は除籍の日から3年以内に限る。

(3 留学・休学留学)

学生は、大学院学則第9条の規定による留学または休学による留学（これを「休学留学」という。）を願い出ることができる。ただし、休学留学は、研究科教授会において、教育上有益と認められるものでなければならない。留学または休学留学を願い出る者は、教務委員の面接を受けるものとする。学長は、教務委員の面接結果に基づく研究科教授会の審議とその意見をふまえて、留学または休学留学を許可することができる。留学および休学

留学に関し、必要な事項は別に定める。

(4 休 学)

- 1 大学院学則第10条の規定により、病気その他やむを得ない事情のため長期にわたって学修することができない者は、休学を願い出ることができる。休学を願い出る者は、教務委員の面接を受けるものとする。休学は、教務委員の面接と研究科教授会の審議を経て、それらの意見をふまえて学長が許可をすることができる。
- 2 休学の願い出は、学年ごとに行わなければならない。
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、研究科教授会の審議を経て、学長が特別の事由があると認める場合は、これを延長することができる。
- 4 休学の期間は原則として、通算で、前期博士課程の学生については2年、後期博士課程の学生については3年を上限とする。ただし、研究科教授会は、特別の必要があると認められる場合には、上限を超える休学を許可することができる。
- 5 休学の期間は、在学年数に算入しない。
- 6 休学者は、授業料を免除される。ただし、休学した前日または復学した日の属する学期の授業料は、納付しなければならない。

(5 除 籍)

大学院学則第12条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者は、研究科教授会の審議を経て、学長が除籍することができる。

- 1 授業料を納付しない者
- 2 病気その他の事由により成業の見込みのない者
- 3 在学年限を超えた者

[別表A] 修士論文の作成プロセス：モデルケース

年 次	学 生	経済学研究科
第1年次 4月	「前期研究指導1」の履修	指導教員の確認
同月以降	①当該分野の研究史・現在の研究状況の把握、 ②研究手法の学修、 ③研究テーマの選択、 ④研究資料の収集	指導教員による研究指導・助言
2月	「研究経過報告書」提出	
3月		「前期研究指導1」の単位認定
第2年次 4月	「前期研究指導2」の履修	指導教員（同一教員が原則）と助言教員2名の確認
同月	修士論文作成に向けて「修士論文計画書」（助言教員2名を申請）を提出	
同月以降	①当該分野の内外の先端的研究の消化、 ②研究手法の熟達、 ③研究資料の収集、 ④修士論文の草稿作成	指導教員・助言教員2名による研究指導・助言
10月	指導教員および助言教員2名への研究経過の報告	指導教員・助言教員2名による研究指導・助言
12月	草稿提出	指導教員・助言教員2名による研究指導・助言
同月	草稿修正	指導教員・助言
1月	修士論文提出	審査委員会による審査
2月	「研究経過報告書」提出	
3月	学位授与	「前期研究指導2」の単位認定および学位（修士・経済学）授与

[別表B] 修了論文の作成プロセス：モデルケース

年 次	学 生	経済学研究科
第1年次4月	修了論文に結びつく研究テーマ、それに関連して参照すべき文献・資料、ならびに履修すべき授業科目について、指導教員と相談	指導教員の確認 指導教員による助言
10月	「ワークショップ」の履修：複数の教員の指導のもとで共同研究・調査を行う	
1月	「ワークショップ」の報告書を、「ワークショップ」の担当教員と修了論文の指導教員に提出	
3月		「ワークショップ」の単位認定
第2年次4月	「修了論文指導」の履修	指導教員と助言教員1名の確認
同月	修了論文のテーマの決定 修了論文作成に向けて「修了論文計画書」を指導教員、助言教員に提出。	指導教員と助言教員による研究指導・助言
同月以降	①当該分野の内外の研究の消化 ②研究資料の収集 ③修了論文の草稿の作成	指導教員と助言教員による研究指導・助言
10月	指導教員および助言教員への研究経過の報告	指導教員と助言教員による研究指導・助言
12月	草稿提出 草稿修正	指導教員と助言教員による研究指導・助言
1月	修了論文提出	審査委員による審査
3月	学位授与	「修了論文指導」の単位認定 学位（修士・経済学）授与

[別表C] 博士論文の作成プロセス：モデルケース

年次	学 生	経済学研究科
第1年次 4月 6月	「後期研究指導1」の履修 研究計画書を提出 ①当該分野の内外の先端的 研究の消化、 ②研究手法の熟達、 ③研究資料の収集、 ④博士論文の部分草稿作成	指導教員の確認 助言教員2名の確認 指導教員・助言教員による研究指導・助言
2月 3月	研究経過報告書提出	「後期研究指導1」の単位認定
第2年次 4月 同月	「後期研究指導2」の履修 研究計画書を提出 ①当該分野の内外の先端的 研究の消化、 ②研究手法の一層の熟達、 ③研究資料の収集、 ④博士論文の部分草稿作成	指導教員（同一教員が原則）の確認 助言教員2名の確認 指導教員・助言教員による研究指導・助言
本年次前半	レフェリー誌（本学の『経済学雑誌』も外部レフェリー制度を導入している）への投稿論文の完成をめざす。	
本年次後半	レフェリーのコメントにしたがって論文を完成し、掲載許可を得る。同時に、2本目の投稿論文を作成する。	
2月 3月	研究経過報告書提出 博士論文の題目・論文構成の提出	「後期研究指導2」の単位認定
第3年次 4月 同月	「後期研究指導3」の履修 研究計画書を提出*	指導教員（同一教員が原則）の確認 助言教員2名の確認 指導教員・助言教員による研究指導・助言
9月	論文草稿（形式面では完成したもの）提出	
10月		審査委員会（主査1名・副査2名）の発足
12月	公聴会で論文を発表	公聴会の実施
1月	完成論文提出	
2月		研究科教授会で審査委員会報告
3月		「後期研究指導3」の単位認定および学位（博士・経済学）授与
同月	学位授与	

*9月末までに論文草稿完成の十分な見通しがない場合は、研究計画書を提出し、必要な指導を受けて「後期研究指導3」の単位を取得すること。

大学院経済学研究科・前期博士課程（修士課程）科目編成

I 基礎科目群

科 目 名	講義・演習	単 位
現代経済基礎研究Ⅰ-(1) : Issues in Economics A	講義	2
現代経済基礎研究Ⅰ-(2) : Issues in Economics B	講義	2
現代経済基礎研究Ⅰ-(3) : Global Economy	講義	2
現代経済基礎研究Ⅱ : 経済史・経済思想分析	講義	2
現代経済基礎研究Ⅲ : 応用経済分析	講義	2
現代経済基礎研究Ⅳ : 構造分析	講義	2
現代経済基礎研究Ⅴ : 国際分析	講義	2
現代経済基礎研究Ⅵ-(1) : マクロ経済分析1	講義	2
現代経済基礎研究Ⅵ-(2) : マクロ経済分析2	講義	2
現代経済基礎研究Ⅶ-(1) : ミクロ経済分析1	講義	2
現代経済基礎研究Ⅶ-(2) : ミクロ経済分析2	講義	2
現代経済基礎研究Ⅷ-(1) : 政治経済分析1	講義	2
現代経済基礎研究Ⅷ-(2) : 政治経済分析2	講義	2
現代経済基礎研究Ⅸ-(1) : 計量分析1	講義	2
現代経済基礎研究Ⅸ-(2) : 計量分析2	講義	2
現代経済基礎研究Ⅹ : 政策分析	講義	2

II 分野科目群

a 理論経済分野

理論分野科目群	講義・演習	単 位
近代経済理論研究	講義	2
近代経済理論研究演習	演習	2
現代資本主義論研究	講義	2
現代資本主義論研究演習	演習	2
社会経済論研究	講義	2
社会経済論研究演習	演習	2
マクロ経済学研究	講義	2
マクロ経済学研究演習	演習	2
ミクロ経済学研究	講義	2
ミクロ経済学研究演習	演習	2
現代マルクス経済学研究	講義	2
現代マルクス経済学研究演習	演習	2
複雑系経済学研究	講義	2
複雑系経済学研究演習	演習	2
進化経済学研究	講義	2
進化経済学研究演習	演習	2
公共経済学研究	講義	2
公共経済学研究演習	演習	2
マクロ経済動学研究	講義	2
マクロ経済動学研究演習	演習	2
オープン・マクロ経済学研究	講義	2
オープン・マクロ経済学研究演習	演習	2

計量経済学研究	講義	2
計量経済学研究演習	演習	2
数量経済分析論研究	講義	2
数量経済分析論研究演習	演習	2
統計理論研究	講義	2
統計理論研究演習	演習	2
近代経済学説史研究	講義	2
近代経済学説史研究演習	演習	2
行動情報論研究	講義	2
行動情報論研究演習	演習	2

b 経済史・経済思想分野

歴史分野科目群	講義・演習	単 位
経済学説史研究	講義	2
経済学説史研究演習	演習	2
社会思想史研究	講義	2
社会思想史研究演習	演習	2
社会政策論研究	講義	2
社会政策論研究演習	演習	2
産業技術論研究	講義	2
産業技術論研究演習	演習	2
日本経済史研究	講義	2
日本経済史研究演習	演習	2
アジア経済史研究	講義	2
アジア経済史研究演習	演習	2
西洋経済史研究	講義	2
西洋経済史研究演習	演習	2

c 応用経済分野

応用分野科目群	講義・演習	単 位
労働経済論研究	講義	2
労働経済論研究演習	演習	2
生命経済学研究	講義	2
生命経済学研究演習	演習	2
家計経済学研究	講義	2
家計経済学研究演習	演習	2
財政理論研究	講義	2
財政理論研究演習	演習	2
財政政策論研究	講義	2
財政政策論研究演習	演習	2
産業組織論研究	講義	2
産業組織論研究演習	演習	2
農業・食糧経済論研究	講義	2
農業・食糧経済論研究演習	演習	2
流通経済論研究	講義	2
流通経済論研究演習	演習	2

金融経済論研究	講義	2
金融経済論研究演習	演習	2
寡占経済論研究	講義	2
寡占経済論研究演習	演習	2
現代企業論研究	講義	2
現代企業論研究演習	演習	2
地域経済論研究	講義	2
地域経済論研究演習	演習	2
都市経済論研究	講義	2
都市経済論研究演習	演習	2
地方財政論研究	講義	2
地方財政論研究演習	演習	2
産業経済論研究	講義	2
産業経済論研究演習	演習	2
交通経済論研究	講義	2
交通経済論研究演習	演習	2
日本経済論研究	講義	2
日本経済論研究演習	演習	2
空間経済学研究	講義	2
空間経済学研究演習	演習	2
福祉経済論研究	講義	2
福祉経済論研究演習	演習	2
産業政策論研究	講義	2
産業政策論研究演習	演習	2

d グローバル経済分野

グローバル経済分野科目群	講義・演習	単 位
比較労使関係論研究	講義	2
比較労使関係論研究演習	演習	2
中国経済論研究	講義	2
中国経済論研究演習	演習	2
中国経済論研究Ⅱ	講義	2
中国経済論研究Ⅱ演習	演習	2
東アジア経済論研究	講義	2
東アジア経済論研究演習	演習	2
東南アジア経済論研究	講義	2
東南アジア経済論研究演習	演習	2
東南アジア経済論研究Ⅱ	講義	2
東南アジア経済論研究Ⅱ演習	演習	2
ロシア経済論研究	講義	2
ロシア経済論研究演習	演習	2
アメリカ経済論研究	講義	2
アメリカ経済論研究演習	演習	2
開発経済学研究	講義	2
開発経済学研究演習	演習	2
国際協力論研究	講義	2
国際協力論研究演習	演習	2

国際通貨論研究	講義	2
国際通貨論研究演習	演習	2
グローバル金融論研究	講義	2
グローバル金融論研究演習	演習	2
世界経済論研究	講義	2
世界経済論研究演習	演習	2

Ⅲ 研究指導

a 一般コース

科目名	配当年次	講義・演習	単位
前期研究指導 1	1 年	演習	4
前期研究指導 2	2 年	演習	4

→ 修士論文

b 修士専修コース

科目名	配当年次	講義・演習	単位
ワークショップ	1 年	演習	2
修了論文指導	2 年	演習	4

→ 修了論文

大学院経済学研究科・後期博士課程（博士課程）科目編成

I 分野科目群

a 理論経済分野

理論分野科目群	講義・演習	単 位
近代経済理論研究特論	講義	2
近代経済理論研究特論演習	演習	2
現代資本主義論研究特論	講義	2
現代資本主義論研究特論演習	演習	2
社会経済論研究特論	講義	2
社会経済論研究特論演習	演習	2
マクロ経済学研究特論	講義	2
マクロ経済学研究特論演習	演習	2
ミクロ経済学研究特論	講義	2
ミクロ経済学研究特論演習	演習	2
現代マルクス経済学研究特論	講義	2
現代マルクス経済学研究特論演習	演習	2
複雑系経済学研究特論	講義	2
複雑系経済学研究特論演習	演習	2
進化経済学研究特論	講義	2
進化経済学研究特論演習	演習	2
公共経済学研究特論	講義	2
公共経済学研究特論演習	演習	2
マクロ経済動学研究特論	講義	2
マクロ経済動学研究特論演習	演習	2
オープン・マクロ経済学研究特論	講義	2
オープン・マクロ経済学研究特論演習	演習	2
計量経済学研究特論	講義	2
計量経済学研究特論演習	演習	2
数量経済分析論研究特論	講義	2
数量経済分析論研究特論演習	演習	2
統計理論研究特論	講義	2
統計理論研究特論演習	演習	2
近代経済学説史研究特論	講義	2
近代経済学説史研究特論演習	演習	2
行動情報論研究特論	講義	2
行動情報論研究特論演習	演習	2

b 経済史・経済思想分野

歴史分野科目群	講義・演習	単 位
経済学説史研究特論	講義	2
経済学説史研究特論演習	演習	2
社会思想史研究特論	講義	2
社会思想史研究特論演習	演習	2
社会政策論研究特論	講義	2
社会政策論研究特論演習	演習	2

産業技術論研究特論	講義	2
産業技術論研究特論演習	演習	2
日本経済史研究特論	講義	2
日本経済史研究特論演習	演習	2
アジア経済史研究特論	講義	2
アジア経済史研究特論演習	演習	2
西洋経済史研究特論	講義	2
西洋経済史研究特論演習	演習	2

c 応用経済分野

応用分野科目群	講義・演習	単 位
労働経済論研究特論	講義	2
労働経済論研究特論演習	演習	2
生命経済学研究特論	講義	2
生命経済学研究特論演習	演習	2
家計経済学研究特論	講義	2
家計経済学研究特論演習	演習	2
財政理論研究特論	講義	2
財政理論研究特論演習	演習	2
財政政策論研究特論	講義	2
財政政策論研究特論演習	演習	2
産業組織論研究特論	講義	2
産業組織論研究特論演習	演習	2
農業・食糧経済論研究特論	講義	2
農業・食糧経済論研究特論演習	演習	2
流通経済論研究特論	講義	2
流通経済論研究特論演習	演習	2
金融経済論研究特論	講義	2
金融経済論研究特論演習	演習	2
寡占経済論研究特論	講義	2
寡占経済論研究特論演習	演習	2
現代企業論研究特論	講義	2
現代企業論研究特論演習	演習	2
地域経済論研究特論	講義	2
地域経済論研究特論演習	演習	2
都市経済論研究特論	講義	2
都市経済論研究特論演習	演習	2
地方財政論研究特論	講義	2
地方財政論研究特論演習	演習	2
産業経済論研究特論	講義	2
産業経済論研究特論演習	演習	2
交通経済論研究特論	講義	2
交通経済論研究特論演習	演習	2
日本経済論研究特論	講義	2
日本経済論研究特論演習	演習	2
空間経済学研究特論	講義	2
空間経済学研究特論演習	演習	2

福祉経済論研究特論	講義	2
福祉経済論研究特論演習	演習	2
産業政策論研究特論	講義	2
産業政策論研究特論演習	演習	2

d グローバル経済分野

グローバル経済分野科目群	講義・演習	単 位
比較労使関係論研究特論	講義	2
比較労使関係論研究特論演習	演習	2
中国経済論研究特論	講義	2
中国経済論研究特論演習	演習	2
中国経済論研究Ⅱ特論	講義	2
中国経済論研究Ⅱ特論演習	演習	2
東アジア経済論研究特論	講義	2
東アジア経済論研究特論演習	演習	2
東南アジア経済論研究特論	講義	2
東南アジア経済論研究特論演習	演習	2
東南アジア経済論研究Ⅱ特論	講義	2
東南アジア経済論研究Ⅱ特論演習	演習	2
ロシア経済論研究特論	講義	2
ロシア経済論研究特論演習	演習	2
アメリカ経済論研究特論	講義	2
アメリカ経済論研究特論演習	演習	2
開発経済学研究特論	講義	2
開発経済学研究特論演習	演習	2
国際協力論研究特論	講義	2
国際協力論研究特論演習	演習	2
国際経済論研究特論	講義	2
国際経済論研究特論演習	演習	2
国際通貨論研究特論	講義	2
国際通貨論研究特論演習	演習	2
グローバル金融論研究特論	講義	2
グローバル金融論研究特論演習	演習	2
世界経済論研究特論	講義	2
世界経済論研究特論演習	演習	2

II 研究指導

科 目 名	配当年次	講義・演習	単 位
後期研究指導 1	1 年	演習	4
後期研究指導 2	2 年	演習	4
後期研究指導 3	3 年	演習	4

→ 博士論文

大阪市立大学学位規程に関する経済学研究科内規

(目的)

第1条 大阪市立大学修士（経済学）及び博士（経済学）の学位の授与に関しては、大阪市立大学大学院学則、大阪市立大学学位規程（以下「学位規程」という。）、大学院経済学研究科履修規程及び大阪市立大学大学院経済学研究科学位論文（課程博士）取扱内規によるほか、この内規（以下「内規」という。）の定めるところによる。

(課程を修了する者の学位論文の提出)

第2条 本学経済学研究科の前期博士課程もしくは後期博士課程を修了する者の学位論文は学位規程第4条（課程を修了する者の学位論文の提出）に従い、学長に提出するものとする。

2 前項の学位論文を提出しうる者は、経済学研究科前期博士課程もしくは後期博士課程に在学した者で、すでに所定の単位を修得した者、または論文審査の終了までに所定の単位を修得しうる見込みのある者で、かつ、必要な研究指導または論文指導を受けた者でなければならない。

(修士論文の提出期限)

第3条 学位規程第4条第2項に定める修士論文は、経済学研究科（前期博士課程）在学中に、その課程を修了しようとする年度の1月15日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）までに提出しなければならない。ただし、期限内に論文を提出できなかった者は、翌年度の6月15日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）までに論文を提出することができる。

(前期博士課程を修了する者の修了論文の提出期限)

第4条 前期博士課程（修士課程）の修士専修コースに所属する学生は、課程を修了するためには、修了しようとする年度の1月15日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）までに修了論文を提出しなければならない。ただし、期限内に修了論文を提出できなかった者は、翌年度の6月15日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）までに論文を提出することができる。

(課程を修了する者の博士論文の提出期限)

第5条 学位規程第4条第2項に定める博士論文の提出期限は任意とする。

2 学年末に学位を取得しようとする者は、9月末日までに学位論文の草稿（形式面では完成した草稿）を提出しなければならない。

(課程を修了しない者の学位論文の提出)

第6条 学位規程第3条第2項により博士の学位を得ようとする者の学位論文は、学位規程第5条に従い、学長に提出するものとする。

2 前項の学位論文を提出しうる者は、専門学術に関し、本学の後期博士課程修了者と同等以上の学力を有する者でなければならない。

(学位規程第4条第2項における博士課程の単位修得見込証明書の交付)

第7条 学位規程第4条第2項に該当する博士課程の単位修得見込証明書は、経済学研究科（後期博士課程）に2年以上在学し、その年度末までに合計16単位以上取得しうる見込のある者にたいして経済学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の審議を経て交付する。

(学位規程第3条第2項に関わる学位論文の予備審査)

第8条 学位規程第3条第2項に定める者から博士の学位の請求があったときは、経済学研究科長（以下「研究科長」という。）は研究科教授会において、3名の予備審査委員を選出し、学位論文の予備審査を行わせる。ただし、3名の予備審査委員のうち准教授を1名選出することができる。

- 2 予備審査委員は、書類審査により申請された論文を受理すべきか否かについて、予備審査を行う。
- 3 研究科教授会は、予備審査委員会の報告に基づいて、当該論文を受理すべきか否かを決定する。
- 4 本研究科後期博士課程に3年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ単位を修得して退学し、その後3年以内に学位規程第3条第2項により学位の申請をした者については、研究科教授会の承認を経て、予備審査を省略することができる。

(学位規程第3条第2項に関わる学位論文の受理)

第9条 研究科長は、予備審査の結果、学位論文を受理することに決定した場合は、ただちに学位規程に定めるところにより学位申請者に審査手続を行わせる。

(審査委員)

第10条 修士論文の審査委員は、当該指導教員を含む3名（うち1名は主査）とし、研究科教授会において選出する。

- 2 前期博士課程（修士課程）修了論文の審査委員は、当該指導教員を含む2名（うち1名は主査）とし、研究科教授会全構成員から選出する。
- 3 博士論文の審査委員は、3名（うち1名は主査）とし、研究科教授会において選出する。ただし、1名は准教授から選出することができる。

(試験および学力の認定の実施)

第11条 学位規程第7条に定める修士の試験は、毎年2月末日までに実施しなければならない。ただし、翌年度の6月15日までに論文を提出した場合は、修士の試験は8月末日までに実施しなければならない。

- 2 修了論文の審査は、指導教員と指導教員以外の1名の教員とによって、毎年2月末日までに実施しなければならない。ただし、翌年度の6月15日までに修了論文を提出した場合は、審査は8月末日までに実施しなければならない。
- 3 学位規程第7条に定める博士の試験および学位規程第8条に定める学力の確認は、論文審査と併せて行うものとする。その実施時期は、そのつど学位申請者に通知する。

(学力確認のための委員)

第12条 学位規程第8条第2項に定める課程を修了しない学位申請者の学力の確認については、研究科教授会において経済学研究科教授のうちから3名以上の委員を選出する。ただし、審査委員であることを妨げない。

- 2 前項の場合において、研究科教授会が必要と認めるときは、研究科教授会以外の者に委嘱することができる。

(学位規程第3条第2項による学位申請者の口述試験および外国語の試験)

第13条 口述試験は、経済学研究科における授業科目の範囲内で行う。ただし、研究科教授会は論文の内容、学位申請者の経歴等を考慮して適宜範囲を拡げることができる。

- 2 研究科教授会は、論文を受理したときは、すみやかに口述試験の範囲を決定し、これを学位申請者に通知する。
- 3 外国語は、学位申請者の願出により、英語、独語、仏語、露語および中国語のうち2種類について行う。ただし、学位申請者が、その他の外国語によることを願い出るときは、研究科教授会は、1種類に限りこれを承認することができる。
- 4 学位申請者が外国人である場合の外国語については、そのつど研究科教授会において外国語の種類を決定する。
- 5 研究科教授会は外国語の種類を決定したときは、これを学位申請者に通知する。

(試験および学力の確認の省略)

第14条 本内規第8条第4項に該当する者については、学位規程第8条第2項に定める学力の確認を省略することができる。

- 2 前項の場合のほか、研究科教授会が学歴、業績等により学力の確認を行いうると認めたときは、学位規程第8条第2項に定める試験の全部または一部を省略することができる。

(公聴会)

第15条 本内規第8条第4項に該当する者による博士学位の申請を受理したときは、提出された論文を中心として、審査委員会の主催により審査期間中に公聴会を開くものとする。

- 2 公聴会の開催は、あらかじめ研究科内の掲示板等に公告周知の上、公開するものとする。

(修士の学位論文の要件)

第16条 修士の学位論文は原則としてワープロを使用し、日本語の論文であればその書式はB5版・横書き1行35字で1ページ25行(875字)とする(ただし、B4版二つ折り袋綴じでもよい)。学位論文の分量は、日本語の場合であれば、上記の書式で図表を含めて46ページ程度とする。英語の学位論文の場合もB5版を使用し、その分量は図表を含めておよそ15,000 English wordsとする。

- 2 学位論文は、論文の草稿3部に、論文内容の要旨A4版・横書き4部を添えて提出しなければならない。論文内容の要旨は、日本語の場合で2,000字程度、英語の場合でおよそ700 English wordsとする。

(前期博士課程修了論文の要件)

第17条 前期博士課程修了論文は、原則としてワープロを使用し、日本語の論文であればその書式はB5版・横書き1行35字で1ページ25行(875字)とする(ただし、B4版二つ折り袋綴じでもよい)。修了論文の分量は、日本語の場合であれば、上記の書式で図表を含めて28ページ程度とする。英語の修了論文の場合もB5版を使用し、その分量は図表を含めておよそ9,000 English wordsとする。

- 2 修了論文は、論文の草稿2部に、論文内容の要旨A4版・横書き3部を添えて提出しなければならない。論文内容の要旨は、日本語の場合で2,000字程度、英語の場合でおよそ700 English wordsとする。

(博士の学位論文の要件)

第18条 本内規第2条または第8条第4項のいずれかに該当する者の博士学位論文は、原則としてワープロを使用し、日本語の論文であればその書式はB5版・横書き1行35字で1ページ25行(875字)とする(ただし、B4版二つ折り袋綴じでもよい)。博士学位論文の分量は、日本語の場合であれば、上記の書式で図表を含めて92ページ程度とする。英語の博士学位論文の場合もB5版を使用し、その分量

は図表を含めておよそ30,000 English wordsとする。ただし、これらの分量の目安は、日本語の論文の論文と英語の論文のいずれについても、研究分野によっては緩和されることがある。

- 2 学位規程第3条第2項により博士の学位を得ようとする者の学位論文の分量は原則として、日本語の場合であれば図表を含めて160,000字程度、英語の場合であれば図表を含めておよそ60,000 English wordsとする。ただし、これらの分量の目安は、日本語の論文の論文と英語の論文のいずれについても、研究分野によっては緩和されることがある。

(博士の学位論文に添付するべき書類)

第19条 博士の学位論文提出に際して、添付するべき書類等は次のとおりとする。

- (1) 本内規第2条該当者(課程を修了する者、提出時期は学位論文(課程博士)取扱内規参照)

ア 学位申請書(別記様式第1号)	1部
イ 論文目録(別記様式第4号)	40部
ウ 論文内容の要旨(別記様式第5号)	40部
エ 論文の草稿	4部
オ 履歴書(別記様式第6号)	40部
カ 単位修得見込証明書	1部

- (2) 本内規第8条第4項該当者(所定の単位を修得して退学し、その後3年以内に学位の申請をした者)

ア 学位申請書(別記様式第2号)	1部
イ 論文目録(別記様式第4号)	40部
ウ 論文内容の要旨(別記様式第5号)	40部
エ 論文の草稿	4部
オ 履歴書(別記様式第6号)	40部
カ 単位修得証明書	1部

- (3) 学位規程第3条第2項該当者(課程を修了しない者)

ア 学位申請書(別記様式第3号)	1部
イ 論文目録(別記様式第4号)	40部
ウ 論文内容の要旨(別記様式第5号)	40部
エ 履歴書(別記様式第6号)	40部
オ 業績一覧(様式任意)	40部

(博士の学位論文および書類作成に必要な事項)

第20条 博士の学位論文および添付書類作成に必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 学位論文は、4部を提出する。
- (2) 学位論文は製本し、背文字を付けなければならない。
- (3) 論文内容の要旨は、日本語の場合には4,000字程度、英語の場合には1,400 English wordsとする。
- (4) 論文内容の要旨は、A4版を使用し、印刷はかならずワープロまたは活版等の活字を利用した印刷によるものとする。

(学位論文の審査)

第21条 修士論文および修了論文については、審査委員会は当該論文の可否に関する意見を研究科教授会に報告しなければならない。ただし、学位規程第10条第1項ただし書きにより、修士論文の内容の要旨等は省略する。

- 2 博士論文については、審査委員会は、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験の結果の要旨および

学力の確認の結果の要旨（別記様式第7号）により当該論文の可否に関する意見を添えて研究科教授会に報告するものとする。

- 3 研究科長は、審査委員会の報告に基づく研究科教授会の審議とその意見をふまえて、論文の可否を決定する。

（学位の授与）

第22条 前条により博士の学位を授与できるものと判定したときは、研究科長は、学位規程第10条第4項に定める書類を添えて、学長に審議結果（別記様式第8号）を提出しなければならない。

- 2 授与する学位の名称は、大阪市立大学修士（経済学）または大阪市立大学博士（経済学）とする。
- 3 修士の学位授与は、原則として毎年3月末をもって行われるが、9月末の授与を希望する場合には、それを認める。

（実施細目）

第23条 この内規の実施について必要な事項は、研究科教授会において定める。

付 則

この内規は、昭和42年7月4日から施行する。

付 則

この内規は、昭和61年10月21日から施行する。

付 則

- 1 この内規は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この内規に関する疑義については、研究科教授会がこれを決定する。

付 則

この内規は、平成11年11月10日から施行する。

付 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

学 位 申 請 書		年	月	日
大阪市立大学長（氏名） 様				
経済学研究科 後期博士課程 3年		専攻		
氏 名		印		
このたび博士(経済学)の学位を受けたく 下記書類を添えて申請いたします。				
記				
1 論 文 目 録				
2 履 歴 書 (業績リストも含む)				
3 単位修得(見込)証明書				

様式第2号

学 位 申 請 書		年	月	日
大阪市立大学長（氏名） 様				
経済学研究科 ○○専攻 ○○年退学		氏 名		
印				
このたび博士(経済学)の学位を受けたく 学位論文3部に下記書類及び学位審査手数料 を添えて申請いたします。				
記				
1 論 文 目 録				
2 論 文 内 容 の 要 旨				
3 履 歴 書				
4 単 位 修 得 証 明 書				
退学した日から1年以内に博士の学位の授与を 申請したときは、学位審査手数料を免除する。				

様式第3号

学 位 申 請 書		年	月	日
大阪市立大学長(氏名) 様				
住 所				
氏 名		印		
このたび大阪市立大学学位規程第3条第2項により 博士(経済学)の学位を受けたく学位論文3部に下記 書類及び学位審査手数料を添えて申請いたします。				
記				
1 論 文 目 録				
2 論 文 内 容 の 要 旨				
3 履 歴 書				

様式第4号

論 文 目 録	
氏 名	
論 題	

様式第5号

論文内容の要旨

論文名	
氏名	

様式第6号

履歴書

ふりがな			
氏名			
生年月日			
本籍			
現住所			
学歴	年	月	日
	大学		学部卒業
研究歴	年	月	日
職歴	年	月	日

様式第7号

試験の結果の要旨
審査結果の要旨
学力の確認の結果の要旨

論文名			
氏名			
審査委員	主査		印
	副査		印
	副査		印

様式第8号

審議結果			
都道府県	氏名		
1. 学位授与の申請受理年月日	平成	年	月 日
2. 研究科教授会 開催年月日	平成	年	月 日
3. 研究科教授会 議決 結果	平成	年	月 日
定数	名		
出席者数	名		
賛成者数	名		
上記のとおり、博士（経済学）の学位を授与し得るものと判断した			
平成 年 月 日			
大阪市立大学大学院 経済学研究科長			

大阪市立大学大学院経済学研究科 学位論文(課程博士)取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪市立大学大学院学則、大阪市立大学学位規程（以下「学位規程」という。）、大阪市立大学学位規程に関する経済学研究科内規（以下「内規」という。）および大阪市立大学経済学研究科履修規程に定めるもののほか、大阪市立大学が博士の学位（課程博士）を授与する場合における大阪市立大学大学院経済学研究科の取扱について定めるものである。

(論文の提出資格)

第2条 本研究科後期博士課程において、学位論文を提出しうる者は、2年6ヶ月以上（9月末現在）在学している者で、所定の単位を修得した者または学位論文審査の終了までに所定の単位を修得しうる見込のある者で、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

(完成論文の提出時期)

第3条 学位規程第4条第2項に定める博士論文の提出期限は任意とする。

2 学年末に学位を取得しようとする者は、修了予定年度の1月末日までに完成した学位論文3部を提出しなければならない。

(論文題目および論文構成の提出)

第4条 学位論文を提出しようとする者は、教員の研究指導を受けて、完成論文提出の10ヶ月前までに、所定の様式により日本語または英語による学位論文の題目および論文構成を記載した論文目録を学位申請書、履歴書（業績リストも含む）とともに研究科長に提出しなければならない。

(論文の草稿と要旨の提出)

第5条 完成論文提出の4ヶ月前までに、論文の草稿（形式面では完成したもの）4部と日本語または英語による論文内容の要旨（日本語の場合は4,000字程度、英語の場合は1,400 English words）4部を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の要件)

第6条 学位論文は、日本語または英語によるものとする。

2 学位論文は、原則としてワープロを使用し、日本語の論文であればその書式はB5版・横書き1行35字で1ページ25行(875字)とする（ただし、B4版二つ折り袋綴じでもよい）。学位論文の分量は、日本語の場合であれば、上記の書式で図表を含めて92ページ程度とする。英語の学位論文の場合もB5版を使用し、その分量は図表を含めておよそ30,000 English wordsとする。ただし、これらの分量の目安は、日本語の論文の論文と英語の論文のいずれについても、研究分野によっては緩和されることがある。

(論文の審査委員会)

第7条 学位論文の審査委員の選出は、論文の草稿が提出された時点で行い、学位規程第7条および内規第10条第3項に基づく審査委員会を発足させる。

2 審査委員会は、論文の完成までの指導を行うものとする。

(公聴会)

第8条 博士の学位の申請を受理したときは、提出された論文を中心として、審査委員会の主催により審査期間中に公聴会を開くものとする。

2 公聴会の開催は、あらかじめ研究科内の掲示板に公告周知の上、一般に公開するものとする。

(進捗状況)

第9条 論文題目および論文構成の提出後、第5条に定める論文内容の要旨と草稿の提出、および第3条に定める学位論文の提出が、それぞれの標準（前者は5ヶ月後、後者は9ヶ月後）から3ヶ月以上遅延した場合、論文提出予定者は、研究科長に進捗状況を文章で報告しなければならない。6ヶ月以上遅延した場合は、改めて第4条の論文題目、論文構成届を提出しなければならない。ただし、その時点で在学年限の終了まで1年未満の場合はこのかぎりではない。

付 則

(施行期日)

- 1 この内規は、昭和62年11月1日から施行する。
- 2 この改正内規は、平成11年4月1日以降申請から施行する。
- 3 この改正内規は、平成12年3月1日以降申請から施行する。
- 4 この改正内規は、平成13年4月1日から施行する。
- 5 この改正内規は、平成14年4月1日から施行する。
- 6 この改正内規は、平成15年4月1日から施行する。
- 7 この改正内規は、平成17年4月1日から施行する。
- 8 この改正内規は、平成18年4月1日から施行する。
- 9 この改正内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 10 この改正内規は、平成27年4月1日から施行する。

公聴会開催要領

1. この開催要領は、学位規程に関する経済学研究科内規第15条および経済学研究科学位論文（課程博士）取扱内規第8条に定める「公聴会」の開催について必要な事項を定めるものである。
2. 公聴会は、本学学位規程第7条に規定されている「学位論文の審査および試験」の一環として実施する。
3. 公聴会は、審査委員全員および学位論文申請者が出席しなければ開会することができない。
4. 審査委員長（主査）は公聴会の議長となり、議事進行について一切の権限と責任をもつ。
5. 公聴会での研究発表および質疑応答については、次の順で行う。

(1) 学位論文申請者の研究発表	60分以内
(2) 審査委員による質疑応答	30分以内
(3) 研究科所属教員（審査委員を除く。）による質疑応答	20分以内
(4) 一般参加者による質疑応答	10分以内
合計	2時間以内

大学3年以上在学者の前期博士課程入試出願 入学資格認定について 経済学研究科内規

制 定 平成4年5月19日
最近改訂 平成26年1月21日

この内規は平成26年度入学生から適用される。

- I 大学院学則第6条第6号「大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、当該研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者」の規定による、前期博士課程に入学できる者を次のとおりとする。なお他大学からの出願者についても、これらの規則を準用する。

1. 出願時の資格

- (1) 出願時において、3年次に在学中の者、又は3年以上在学中の者で、下記の要件を満たしている者は、当研究科前期博士課程入試に出願することができる。
- (2) 出願時における取得済単位数が下記のとおりであること。

全学共通科目

総合教育科目（AとB）	6科目×2単位＝12単位
英語	6科目×1単位＝6単位
新修外国語	4科目×1単位＝4単位
健康・スポーツ科学科目	講義 2単位 実習 1単位

数学（基礎数学A、B） 2科目×2単位＝4単位

専門教育科目

基礎演習	1科目×2単位＝2単位
イノベティブ・ワークショップ	1科目×2単位＝2単位
または論文演習	
基礎科目Ⅰ	4科目×2単位＝8単位
基礎科目Ⅱ．応用科目	10科目×2単位＝20単位
	計 61単位

2. 第1次選考試験

第1次選考試験は、前期博士課程一般試験と同日時、同内容で行い、当該試験合格者を「第1次選考合格者」とする。

3. 第2次選考試験

- (1) 第1次選考合格者は、合格年度の3月10日までに、3年次修了までに取得した科目についての成績証明書を提出しなければならない。
- (2) 第2次選考合格者は、第1次選考合格者のうち次の要件を満たしている者とする。
- (i) 上記3-(1)による取得単位数に、専門教育科目42単位以上が含まれていること。
 - (ii) 上記3-(1)による成績で取得単位の過半数が「A」（80点以上）の評価を得ていること。

- II 大学院外国人留学生選考規程第2条第4号「大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、当該研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者」の規定による、前期博士課程に入学できる者を次のとおりとする。

1. 出願資格

本研究科教授会において個別に検討し、決定する。ただし、わが国の大学に3年以上在学した者については、Iの1に定めた出願時の資格を満たさなければならない。

2. 第1次選考試験

前期博士課程留学生一般入試と同日時、同内容で行い、当該試験合格者を「第1次試験合格者」とする。

3. 第2次選考試験

- (1) 合格年度の3月10日までに、3年次修了までに取得した科目にかかわる成績証明書を提出しなければならない。
- (2) 本研究科教授会は、それに基づいて個別に検討し、合格決定を行う。ただし、わが国の大学に3年以上在学した者については、Iの3.(2)を適用する。

大阪市立大学研究生規程経済学研究科内規

制 定 昭和 52 年 2 月 15 日

改 正 平成 13 年 4 月 1 日

最近改正 平成 31 年 4 月 1 日

大阪市立大学研究生規程に基づく経済学研究科内規を次のとおり定める。

(資 格)

第 1 条 研究生として入学を志願できる者は、本研究科において後期博士課程の単位を修得した者（単位修得退学者）及び後期博士課程修了者（課程博士）とする。ただし、外国人留学生については、学校教育における 4 年制の大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

(期 間)

第 2 条 研究期間は原則として 1 年以内とする。

(選考方法)

第 3 条 入学志願者は、願書提出時に研究題目、指導教員及び研究計画書等を提出する。研究科教授会はこれに基づいて入学を選考する。ただし、私費外国人留学生は、それ以外に出願書類と面接によって入学を選考する。

(研 究)

第 4 条 入学を許可された者は、研究期間の終了までに研究計画に基づく報告書を 12,000 字程度にまとめて提出する。

(施設の利用)

第 5 条 研究生には特別の予算措置を伴う事項を除いて学術情報総合センターその他の必要な施設の利用を認める。

(入学時期等)

第 6 条 研究生の入学時期等については、大学学則を準用する。ただし、外国人留学生の場合は、研究科教授会で別に定めるものとする。

附則：この内規は昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附則：この内規は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則：この内規は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則：この内規は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

大阪市立大学大学院経済学研究科 附属経済学研究教育センター 規程

(制定 2012 年 7 月 17 日)

最近改正 2017 年 4 月 1 日

(設置目的と名称)

第 1 条 大阪市立大学大学院経済学研究科（以下、「研究科」という。）および経済学部（以下、「学部」という。）の研究、教育、地域貢献活動をよりいっそう充実させるための研究教育組織として、研究科内に附属経済学研究教育センター（以下、「センター」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 センターは、設置目的を達成するために以下の事業を行なう。

- (1) 研究科の研究・教育・地域貢献事業
- (2) 学部が実施する教育改革の取組に関連する事業
- (3) 大阪市立大学経済学会と連携した研究活動
- (4) 研究科の重点研究に関連する事業

(組織)

第 3 条 センターにセンター長、副センター長、研究スタッフをおく。

- (1) センター長は大阪市立大学経済学研究科長が兼任し、センターを統括する。
- (2) 副センター長は大阪市立大学経済学副研究科長が兼任し、センター長を補佐する。
- (3) 研究スタッフは研究科の専任教員が兼任する。

(特別研究員)

第 4 条 研究科における博士号取得もしくは後期博士課程を単位取得退学した者について、特別研究員として受け入れることができる。

2 特別研究員については、別途定める。

(センターの発足)

第 5 条 センターは、2012 年 9 月 1 日に発足する。

(施行細則)

第 6 条 この規程の施行について必要な事項は、経済学研究科教授会の議を経て、経済学研究科長が定める。

附 則

この規程は、2012 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、2017 年 4 月 1 日から施行する。

経済学部・教職課程履修規程

平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪市立大学教育職員免許状授与資格に関する規程（平成 31 年規程第 429 号。以下「全学教職規程」という。）第 5 条の規定に基づき、経済学部の学生が、学則第 26 条第 1 項に掲げる表の免許状に係る授与資格を取得するために必要な教職課程について、学則第 24 条の規定による経済学部履修規程で定める事項以外の事項を定めるものとする。

(履修しなければならない科目区分)

第 2 条 全学教職規程第 4 条第 1 号に掲げる表の第三欄及び同条第 2 号に定める科目区分については、次の表の定めるところによる。

科目区分	当該科目区分に含まれる科目
中学校教諭一種免許状に係る〈教科及び教科の指導法に関する科目〉	別表第 1－①に掲げる科目
高等学校教諭一種免許状に係る〈教科及び教科の指導法に関する科目〉	別表第 1－②、③に掲げる科目
中学校教諭一種免許状に係る「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」	別表第 2－①に掲げる科目
高等学校教諭一種免許状に係る「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」	別表第 2－②に掲げる科目
中学校教諭一種免許状に係る〈大学が独自に設定する科目〉	別表第 3－①に掲げる科目
高等学校教諭一種免許状に係る〈大学が独自に設定する科目〉	別表第 3－②に掲げる科目
〈免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目〉	別表第 4 に掲げる科目

(単位の修得方法)

第 3 条 前条に定める科目区分に係る単位の修得方法は、当該科目区分を規定する別表にそれぞれ定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規程の施行の際現に大学に在籍している者についての免許状に係る所要資格を取得するために必要な教職課程については、前条に定める施行日以後においても当該者がこれを卒業するまでは、なお従前の例による。

別表1－① 〈教科及び教科の指導法に関する科目〉

中学校教諭一種免許状(社会)

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する本学の開設科目		備 考	必修単位数
科目区分等	各科目に含めることが必要な事項	開設専門教育科目	単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	○日本史通論Ⅰ 2 ○日本史通論Ⅱ 2 ○世界史通論 2 東洋史通論 2 西洋史通論 2 戦後経済史 2 アジア経済史 2 社会思想史 2 経済学説史 2	○印は必修科目	28
		地理学(地誌を含む。)	○地理学概論Ⅰ 2 地理学概論Ⅱ 2 ○地誌学Ⅰ 2 地誌学Ⅱ 2 自然地理学概論 2 地理情報学 2 経済地理学 2	○印は必修科目	
		「法学、政治学」	憲法第1部 4 憲法第2部 2 政治学 4 注 法学入門 2 注 政治学概論 2 国際政治 4 国際法 4 商法第1部 2 商法第2部 4 商法第3部 2 労働法 4 行政法第1部 4 行政法第2部 4	1科目選択必修 〈政治学概論は、 国際政治を含む〉	
		「社会学、経済学」	社会学概論Ⅰ 2 社会学概論Ⅱ 2 経済原論ⅠA 2 経済原論ⅠB 2 経済原論ⅡA 2 経済原論ⅡB 2 国際経済学 2 国際協力論 2 国際通貨論 2 中国経済論 2 アジア経済論 2 東南アジア経済論 2 経済開発論 2 社会経済論 2 産業経済論 2 産業組織論 2	1科目選択必修	
		「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論Ⅰ 2 哲学概論Ⅱ 2 倫理学概論Ⅰ 2 倫理学概論Ⅱ 2 宗教学概論Ⅰ 2 宗教学概論Ⅱ 2	1科目選択必修	
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ 2 ○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ 2 ○社会科・公民科教育法Ⅰ 2 ○社会科・公民科教育法Ⅱ 2	○印は必修科目	
		合 計	28		

注:「法学入門」・「政治学概論」について

「法学入門」と全学共通科目「法学の基礎」、「政治学概論」と全学共通科目「政治学の基礎」は重複履修ができません。
 教職課程を履修する学生は、全学共通科目「法学の基礎」または「政治学の基礎」を履修する際には十分に注意してください。

別表1－② 〈教科及び教科の指導法に関する科目〉

高等学校教諭一種免許状(地理歴史)

免許法施行規則に定める科目区分等			対応する本学の開設科目		備 考	必修単位数
科目区分等		各科目に含めることが必要な事項	開設専門教育科目	単位数		
（教科及び教科の指導法に関する科目）	教科に関する専門的事項	日本史	○日本史通論Ⅰ ○日本史通論Ⅱ	2 2	○印は必修科目	24
		外国史	○世界史通論 東洋史通論 西洋史通論 戦後経済史 アジア経済史 社会思想史 経済学説史	2 2 2 2 2 2 2	○印は必修科目	
		人文地理学・自然地理学	○地理学概論Ⅰ 地理学概論Ⅱ ○自然地理学概論 地理情報学 経済地理学	2 2 2 2 2	○印は必修科目	
		地誌	○地誌学Ⅰ 地誌学Ⅱ	2 2	○印は必修科目	
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ ○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2 2	○印は必修科目	
		合 計		24		

別表1－③ 〈教科及び教科の指導法に関する科目〉

高等学校教諭一種免許状(公民)

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する本学の開設科目		備 考	必修単位数
科目区分等	各科目に含めることが必要な事項	開設専門教育科目	単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	憲法第1部 4 憲法第2部 2 注法学入門 2 国際法 4 国際組織法 4 政治学 4 注政治学概論 2 商法第1部 2 商法第2部 4 商法第3部 2 行政法第1部 4 行政法第2部 4 労働法 4 国際政治 4	次の科目群のどちらか必修 ①群 ・法学入門及び ・国際法又は国際組織法 ②群 ・政治学概論及び ・「法律学、政治学」の科目区分から1科目 (政治学概論は国際政治の内容を含む)	24
		「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	社会学概論Ⅰ 2 社会学概論Ⅱ 2 経済原論ⅠA 2 経済原論ⅠB 2 経済原論ⅡA 2 経済原論ⅡB 2 国際経済学 2 国際協力論 2 国際通貨論 2 中国経済論 2 アジア経済論 2 東南アジア経済論 2 社会経済論 2 産業経済論 2 経済開発論 2 産業組織論 2	次の科目群のどちらか必修 ①群 ・社会学概論Ⅰ又はⅡ ②群 ・経済原論ⅠA～ⅡBのうち、1科目及び、国際経済学、国際協力論、国際通貨論、中国経済論、アジア経済論、東南アジア経済論、社会経済論、産業経済論、経済開発論、産業組織論のうち1科目	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論Ⅰ 2 倫理学概論Ⅰ 2 宗教学概論Ⅰ 2 心理学概論Ⅰ 2 哲学概論Ⅱ 2 倫理学概論Ⅱ 2 宗教学概論Ⅱ 2 心理学概論Ⅱ 2	1科目選択必修	
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	○社会科・公民科教育法Ⅰ 2 ○社会科・公民科教育法Ⅱ 2	○印は必修科目	
		合 計	24		

注:「法学入門」・「政治学概論」について

「法学入門」と全学共通科目「法学の基礎」、「政治学概論」と全学共通科目「政治学の基礎」は重複履修ができません。教職課程を履修する学生は、全学共通科目「法学の基礎」または「政治学の基礎」を履修する際には十分に注意してください。

別表第2－①「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

中学校教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等			対応する本学の開設科目			必修 単位数
科目区分等		左項の科目に含めることが必要な事項	科 目	単位数	提供 年次	
「 教諭の 教育の 基礎的 理解に 関する 科目等 」	教育の基礎的理解 に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想	教育基礎論	2	2～	12
		教職の意義及び教員の役割・職務内 容(チーム学校運営への対応を含 む。)	教職概論	2	1～	
		教育に関する社会的、制度的又は経 営的事項(学校と地域との連携及び 学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2	2～	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及 び学習の過程	発達・学習論	2	2～	
		特別の支援を必要とする幼児、児童 及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2	2～	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリ キュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	2～	
	道徳、総合的な学 習の時間等の指導 法及び生徒指導、 教育相談等に関す る科目	道徳の理論及び指導法	道徳指導論	2	2～	12
		総合的な学習の時間の指導法	総合的な探究の指導論	2	2～	
		特別活動の指導法	特別活動論	2	2～	
		教育の方法及び技術(情報機器及び 教材の活用を含む。)	教育方法論	2	2～	
		生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及 び方法	生徒・進路指導論	2	2～	
		教育相談(カウンセリングに関する基 礎的な知識を含む。)	教育相談論	2	2～	
	教育実践に関する 科目	教育実習	教育実習B(4単位)	4	4	4
			教育実習事前事後指導(中・高)	1	4	1
		教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2	4	2
	合 計					

別表第2－②「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

高等学校教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等			対応する本学の開設科目			必修 単位数
科目区分等		左項の科目に含めることが必要な事項	科 目	単位数	提供 年次	
「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎論	2	2～	12
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2	1～	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2	2～	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達・学習論	2	2～	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2	2～	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	2～	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	総合的な探究の指導論	2	2～	10
		特別活動の指導法	特別活動論	2	2～	
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	2	2～	
		生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	2～	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談論	2	2～	
	教育実践に関する科目	教育実習	教育実習A(2単位)	2	4	2
			教育実習B(4単位)	4	4	
			教育実習事前事後指導(中・高)	1	4	1
		教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2	4	2
	合 計					

別表第3－① 〈大学が独自に設定する科目〉

中学校教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分	対応する本学開設科目			必修 単位数	備考
	授業科目	提供学部等	単位数		
〈大学が独自に設定する科目〉	○現代の部落問題	全学共通科目 (主題科目)	2	2	○を付した科目から1科目以上を選択し、その単位を修得すること。
	○部落差別の成立と展開		2		
	○障がい者と人権Ⅰ		2		
	○障がい者と人権Ⅱ		2		
	○エスニック・スタディ入門編		2		
	○エスニック・スタディ応用編		2		
	○ジェンダーと現代社会Ⅰ		2		
	○ジェンダーと現代社会Ⅱ		2		
	○地球市民と人権		2		
	○クィアスタディーズ入門		2		
	教職ボランティア実習Ⅰ	文学部 注：全学共通科目の単位にならない	2	0	
	教職ボランティア実習Ⅱ		2		
	教職ボランティア実習Ⅲ		2		
	教職ボランティア実習Ⅳ		2		
	教職ボランティア実習Ⅴ		2		
	教職ボランティア実習Ⅵ		2		
	合 計			2	

別表第3－② 〈大学が独自に設定する科目〉

高等学校教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分	対応する本学開設科目			必修 単位数	備考
	授業科目	提供学部等	単位数		
〈大学が独自に設定する科目〉	○現代の部落問題	全学共通科目 (主題科目)	2	8	○を付した科目から1科目以上を選択し、その単位を修得すること。
	○部落差別の成立と展開		2		
	○障がい者と人権Ⅰ		2		
	○障がい者と人権Ⅱ		2		
	○エスニック・スタディ入門編		2		
	○エスニック・スタディ応用編		2		
	○ジェンダーと現代社会Ⅰ		2		
	○ジェンダーと現代社会Ⅱ		2		
	○地球市民と人権		2		
	○クィアスタディーズ入門		2		
	教職ボランティア実習Ⅰ	文学部 注：全学共通科目の単位にならない	2		
	教職ボランティア実習Ⅱ		2		
	教職ボランティア実習Ⅲ		2		
	教職ボランティア実習Ⅳ		2		
教職ボランティア実習Ⅴ	2				
教職ボランティア実習Ⅵ	2				
道徳指導論	文学部	2			
〈教科及び教科の指導法に関する科目〉において、取得しようとする高等学校教諭一種免許状の教科の別表の修得することを必要とする単位数を超過した単位数	左記科目の提供学部	左記科目の単位数			
「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」において、高等学校教諭一種免許状の取得にあたり別表第2－②の修得することを必要とする単位数を超過した単位数					
合 計			8		

別表第4 〈免許法施行規則第66条の6に定める科目〉

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考
		授 業 科 目	単位数	必修単位数	
（免許法施行規則第66条の6に定める科目）	日本国憲法	◎日本国憲法	2	2	◎を付した科目の単位を必ず修得すること。
	体 育	○健康運動科学 ○体力トレーニング科学 ○スポーツ実践科学 ◎健康・スポーツ科学実習	2 2 2 1	3	◎を付した科目の単位を必ず修得すること。 ○を付した科目から1科目以上を選択し、その単位を修得すること。
	外国語 コミュニケーション	○Freshman English I ○Freshman English II ○Freshman English III ○ドイツ語応用1A ○ドイツ語応用2A ○ドイツ語応用1B ○ドイツ語応用2B ○フランス語応用1A ○フランス語応用2A ○フランス語応用1B ○フランス語応用2B ○中国語応用1A ○中国語応用2A ○中国語応用1B ○中国語応用2B ○ロシア語応用1A ○ロシア語応用2A ○ロシア語応用1B ○ロシア語応用2B ○朝鮮語応用1A ○朝鮮語応用2A ○朝鮮語応用1B ○朝鮮語応用2B	1 1	2	○を付した科目から選択し、2単位以上を修得すること。
	情報機器の操作	○情報基礎 ○プログラミング入門 ○情報の探索と利用 ○経済統計論特殊講義A (コンピュータ講座) ○経済統計論特殊講義B (コンピュータ講座)	2 2 2 2 2	2	○を付した科目から2単位以上を修得すること。
	合 計			9	

経済学研究科・教職課程履修規程

平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪市立大学大学院教育職員免許状授与資格に関する規程（平成 31 年規程第 430 号。以下「大学院全学教職規程」という。）第 5 条の規定に基づき、経済学研究科の学生が、大学院学則第 24 条第 1 項に掲げる表の免許状に係る授与資格を取得するために必要な教職課程について、大学院学則第 13 条及び第 14 条の規定による経済学研究科履修規程で定める事項以外の事項を定めるものとする。

(履修しなければならない科目区分)

第 2 条 大学院全学教職規程第 4 条第 2 号に掲げる表の第三欄に定める科目区分は、別表に掲げる科目を含むものとする。

(単位の修得方法)

第 3 条 前条に定める科目区分に係る単位の修得方法は、別表に定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規程の施行の際現に大学院に在籍している者についての免許状に係る所要資格を取得するために必要な教職課程については、前条に定める施行日以後においても当該者がこれを修了するまでは、なお従前の例による。

別表〈大学が独自に設定する科目〉

中学校教諭専修免許状(社会)

社会科の中学校教諭一種免許状取得に必要な科目および単位を修得したうえで、経済学研究科において以下の表の中から24単位以上を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める科目区分		対応する本学開設科目		
		授 業 科 目	単位数	必修単位数
		現代経済基礎研究Ⅰ-(3):Global Economy	2	
		現代経済基礎研究Ⅱ:経済史・経済思想分析	2	
		現代経済基礎研究Ⅳ:構造分析	2	
		現代経済基礎研究Ⅴ:国際分析	2	
		現代経済基礎研究Ⅵ-(1):マクロ経済分析1	2	
		現代経済基礎研究Ⅵ-(2):マクロ経済分析2	2	
		現代経済基礎研究Ⅶ-(1):ミクロ経済分析1	2	
		現代経済基礎研究Ⅶ-(2):ミクロ経済分析2	2	
		現代経済基礎研究Ⅷ-(1):政治経済分析1	2	
		現代経済基礎研究Ⅷ-(2):政治経済分析2	2	
		現代経済基礎研究Ⅸ-(1):計量分析1	2	
		現代経済基礎研究Ⅸ-(2):計量分析2	2	
		現代経済基礎研究Ⅹ:政策分析	2	
		近代経済理論研究	2	
		近代経済理論研究演習	2	
		現代資本主義論研究	2	
		現代資本主義論研究演習	2	
		社会経済論研究	2	
		社会経済論研究演習	2	
		マクロ経済学研究	2	
		マクロ経済学研究演習	2	
		ミクロ経済学研究	2	
		ミクロ経済学研究演習	2	
		複雑系経済学研究	2	
		複雑系経済学研究演習	2	
		進化経済学研究	2	
		進化経済学研究演習	2	
		公共経済学研究	2	
		公共経済学研究演習	2	
		マクロ経済動学研究	2	
		マクロ経済動学研究演習	2	
		オープン・マクロ経済学研究	2	
		オープン・マクロ経済学研究演習	2	
		数量経済分析論研究	2	
		数量経済分析論研究演習	2	
		統計理論研究	2	
		統計理論研究演習	2	
		経済学説史研究	2	
		経済学説史研究演習	2	
		社会思想史研究	2	
		社会思想史研究演習	2	
		社会政策論研究	2	
		社会政策論研究演習	2	

免許法施行規則に定める科目区分		対応する本学開設科目		
		授 業 科 目	単位数	必修単位数
〔大学が独自に設定する科目〕 教科及び教科の 指導法に関する科目		労働経済論研究	2	24
		労働経済論研究演習	2	
		比較労使関係論研究	2	
		比較労使関係論研究演習	2	
		生命経済学研究	2	
		生命経済学研究演習	2	
		行動情報論研究	2	
		行動情報論研究演習	2	
		財政政策論研究	2	
		財政政策論研究演習	2	
		産業組織論研究	2	
		産業組織論研究演習	2	
		農業・食糧経済論研究	2	
		農業・食糧経済論研究演習	2	
		流通経済論研究	2	
		流通経済論研究演習	2	
		金融経済論研究	2	
		金融経済論研究演習	2	
		寡占経済論研究	2	
		寡占経済論研究演習	2	
		現代企業論研究	2	
		産業技術論研究	2	
		産業技術論研究演習	2	
		地域経済論研究	2	
		地域経済論研究演習	2	
		地方財政論研究	2	
		地方財政論研究演習	2	
		産業経済論研究	2	
		産業経済論研究演習	2	
		交通経済論研究	2	
		交通経済論研究演習	2	
		日本経済論研究	2	
		日本経済論研究演習	2	
		中国経済論研究	2	
		中国経済論研究演習	2	
		中国経済論研究Ⅱ	2	
		中国経済論研究Ⅱ演習	2	
		東アジア経済論研究	2	
		東アジア経済論研究演習	2	
		東南アジア経済論研究	2	
		東南アジア経済論研究演習	2	
		東南アジア経済論研究Ⅱ	2	
		東南アジア経済論研究Ⅱ演習	2	
		アメリカ経済論研究	2	
		アメリカ経済論研究演習	2	
		日本経済史研究	2	
		日本経済史研究演習	2	

免許法施行規則に定める科目区分		対応する本学開設科目		
		授 業 科 目		単位数
（大学が独自に設定する科目）	教科及び教科の指導法に関する科目	アジア経済史研究	2	24
		アジア経済史研究演習	2	
		西洋経済史研究	2	
		西洋経済史研究演習	2	
		開発経済学研究	2	
		開発経済学研究演習	2	
		国際協力論研究	2	
		国際協力論研究演習	2	
		国際経済論研究	2	
		国際経済論研究演習	2	
		国際通貨論研究	2	
		国際通貨論研究演習	2	
		世界経済論研究	2	
		世界経済論研究演習	2	
合 計		24		

別表 〈大学が独自に設定する科目〉

高等学校教諭専修免許状(地理歴史)

地理歴史科の高等学校教諭一種免許状取得に必要な科目および単位を修得したうえで、経済学研究科において以下の表の中から24単位以上を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める科目区分		対応する本学開設科目		
		授 業 科 目	単位数	必修単位数
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	現代経済基礎研究Ⅰ-(3):Global Economy	2	24
		現代経済基礎研究Ⅱ:経済史・経済思想分析	2	
		農業・食糧経済論研究	2	
		農業・食糧経済論研究演習	2	
		地域経済論研究	2	
		地域経済論研究演習	2	
		交通経済論研究	2	
		交通経済論研究演習	2	
		中国経済論研究	2	
		中国経済論研究演習	2	
		中国経済論研究Ⅱ	2	
		中国経済論研究Ⅱ演習	2	
		東アジア経済論研究	2	
		東アジア経済論研究演習	2	
		東南アジア経済論研究	2	
		東南アジア経済論研究演習	2	
		東南アジア経済論研究Ⅱ	2	
		東南アジア経済論研究Ⅱ演習	2	
		アメリカ経済論研究	2	
		アメリカ経済論研究演習	2	
		日本経済史研究	2	
		日本経済史研究演習	2	
		アジア経済史研究	2	
		アジア経済史研究演習	2	
		西洋経済史研究	2	
		西洋経済史研究演習	2	
		世界経済論研究	2	
		世界経済論研究演習	2	
合 計			24	

別表 〈大学が独自に設定する科目〉

高等学校教諭専修免許状(公民)

公民科の高等学校教諭一種免許状取得に必要な科目および単位を修得したうえで、経済学研究科において以下の表の中から24単位以上を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める科目区分		対応する本学開設科目		
		授 業 科 目	単位数	必修単位数
		現代経済基礎研究Ⅳ:構造分析	2	
		現代経済基礎研究Ⅴ:国際分析	2	
		現代経済基礎研究Ⅵ-(1):マクロ経済分析1	2	
		現代経済基礎研究Ⅵ-(2):マクロ経済分析2	2	
		現代経済基礎研究Ⅶ-(1):ミクロ経済分析1	2	
		現代経済基礎研究Ⅶ-(2):ミクロ経済分析2	2	
		現代経済基礎研究Ⅷ-(1):政治経済分析1	2	
		現代経済基礎研究Ⅷ-(2):政治経済分析2	2	
		現代経済基礎研究Ⅸ-(1):計量分析1	2	
		現代経済基礎研究Ⅸ-(2):計量分析2	2	
		現代経済基礎研究Ⅹ:政策分析	2	
		近代経済理論研究	2	
		近代経済理論研究演習	2	
		現代資本主義論研究	2	
		現代資本主義論研究演習	2	
		社会経済論研究	2	
		社会経済論研究演習	2	
		マクロ経済学研究	2	
		マクロ経済学研究演習	2	
		ミクロ経済学研究	2	
		ミクロ経済学研究演習	2	
		複雑系経済学研究	2	
		複雑系経済学研究演習	2	
		進化経済学研究	2	
		進化経済学研究演習	2	
		公共経済学研究	2	
		公共経済学研究演習	2	
		マクロ経済動学研究	2	
		マクロ経済動学研究演習	2	
		オープン・マクロ経済学研究	2	
		オープン・マクロ経済学研究演習	2	
		数量経済分析論研究	2	
		数量経済分析論研究演習	2	
		統計理論研究	2	
		統計理論研究演習	2	
		経済学説史研究	2	
		経済学説史研究演習	2	
		社会思想史研究	2	
		社会思想史研究演習	2	
		社会政策論研究	2	
		社会政策論研究演習	2	

免許法施行規則に定める科目区分		対応する本学開設科目		
		授 業 科 目	単位数	必修単位数
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	労働経済論研究	2	24
		労働経済論研究演習	2	
		比較労使関係論研究	2	
		比較労使関係論研究演習	2	
		生命経済学研究	2	
		生命経済学研究演習	2	
		行動情報論研究	2	
		行動情報論研究演習	2	
		財政政策論研究	2	
		財政政策論研究演習	2	
		産業組織論研究	2	
		産業組織論研究演習	2	
		流通経済論研究	2	
		流通経済論研究演習	2	
		金融経済論研究	2	
		金融経済論研究演習	2	
		寡占経済論研究	2	
		寡占経済論研究演習	2	
		現代企業論研究	2	
		産業技術論研究	2	
		産業技術論研究演習	2	
		地方財政論研究	2	
		地方財政論研究演習	2	
		産業経済論研究	2	
		産業経済論研究演習	2	
		日本経済論研究	2	
		日本経済論研究演習	2	
		開発経済学研究	2	
		開発経済学研究	2	
		国際協力論研究	2	
		国際協力論研究演習	2	
		国際経済論研究	2	
		国際経済論研究演習	2	
		国際通貨論研究	2	
		国際通貨論研究演習	2	
合 計			24	

大阪市立大学学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 大阪市立大学学則第28条及び大阪市立大学大学院学則第25条に規定する、学生の懲戒については、この規程の定めるところによる。

(懲戒の対象となる行為)

第2条 懲戒の対象となる行為は、次の各号の1に該当するものとする。

- (1) 教職員・学生に対する暴力行為
- (2) 本学の教育・研究に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の施設に対する重大な破壊行為
- (4) 本学の教室その他の施設を大学による禁止にもかかわらず使用すること
- (5) その他前各号の規定に類する行為で、本学の教育・研究の遂行に著しい支障をもたらす秩序侵害行為

(懲戒処分の種類)

第3条 懲戒処分の種類は、次の各号の定めるところに従い、訓告、停学(有期又は無期)及び退学の3種とする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来の戒めとすること。
- (2) 停学 有期(1ないし6月)又は無期の間の登校並びに本学の施設及び設備の利用を禁止すること。
- (3) 退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

2 停学期間は在学年数に算入し、修業年限に算入しない。

(読替規定)

第4条 この規程の大学院学生への適用にあたっては、「教授会」を「研究科教授会」に、「学部」を「大学院研究科」に、「学部長」を「研究科長」にそれぞれ読み替えるものとする。

(学長の提案権)

第5条 学長は、第2条に規定する行為があったと認められるときは、部局長及び研究科長等の助言に基づき、当該学生の所属する教授会(以下「教授会」という。)に対して、次条に規定する懲戒の審議を行うよう提案することができる。

(教授会の発議権)

第6条 教授会は、第2条に規定する行為があったと認められるとき、又は学長の提案に基づいて、その行為について調査し、懲戒処分の要否及び種類について審議し、教育研究評議会に対して、懲戒の発議を行うものとする。

2 教授会が前項の審議を行うにあたっては、学内諸機関は、事実の解明のために必要な協力をしなければならない。

(教授会による暫定措置の決定)

第7条 学部長は、第2条に規定する行為があったことが明確に認められ、かつ本学の教

育・研究の遂行に著しい支障をもたらすと判断した場合には、教授会の審議を経て、当該学生に対し、登校禁止並びに本学の施設及び設備の利用禁止を命ずることができる。

- 2 前項の措置を決定した場合には、学部長はすみやかに学長及び教育研究評議会に対して報告を行う。

(学生の弁明の権利等)

第8条 学部長は、前条第1項に規定する調査を行うにあたっては、教授会が第2条に規定する行為があったと認める学生(以下「当該学生」という。)に、その旨を告知しなければならない。次条の規定によって教育研究評議会が設置する懲戒委員会(以下「委員会」という。)の審議に際しても同様とする。

- 2 当該学生は、前条第1項に規定する教授会の調査に際しては、文書又は口頭によって弁明を行うことができる。
- 3 当該学生は、前項の弁明を行うにあたって、事実に関する証拠を提出し、証人の喚問を求めることができる。
- 4 当該学生は、次条第2項に規定する委員会の審議に際して、文書によって弁明を行うことができる。
- 5 当該学生による弁明の意思表示は、教授会及び委員会による第1項に規定する告知後2週間以内に行わなければならない。

(懲戒委員会の設置等)

第9条 教育研究評議会は、教授会から第6条第1項の規定による発議がなされた場合はすみやかに委員会を設置し、その議に付さなければならない。

- 2 委員会は、当該学生に対する懲戒処分の要否、種類及び程度について審議し、その結果をすみやかに教育研究評議会に報告しなければならない。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 各学部から選出された委員(学部長又は教育研究評議員)1名。ただし、発議した学部については教育研究評議員とする。
- (2) 学生担当部長

(委員会の会議)

第11条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員会は、当該学生の所属する学部長に発議の説明を求める。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は、委員長を含む全委員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

(審議の非公開)

第12条 懲戒に関する教授会及び委員会の審議は、すべて非公開とする。

(学長による懲戒処分)

第13条 懲戒処分は、第9条第2項に規定する委員会の報告が教育研究評議会において確認された後、学長が行うものとする。

(時効)

第 14 条 第 2 条に規定する行為については、その事実が明らかになってから 6 月を経過した場合は、教授会の発議は行わない。

(再審議)

第 15 条 懲戒処分が行われた後に、処分の前提となった事実と相違する新事実が明らかになった場合は、当該学生は学長に対し、再審議を求めることができる。

2 前項の請求に理由があると認められる場合は、学長は教育研究評議会に第 9 条第 1 号に規定する委員をすべて入れ換えた委員会を設置させ、再審議に付するものとする。

(事務)

第 16 条 委員会の事務は、大学運営本部学務企画課において行う。

(細目)

第 17 条 この規程の施行について必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 10 月 24 日規程第 51 号)

この規程は、平成 23 年 10 月 24 日から施行する。